

平成27年第1回東大和市議会定例会会議録第8号

平成27年3月18日（水曜日）

出席議員（22名）

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	和地仁美君	8番	関野杜成君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関田貢君
15番	森田憲二君	16番	尾崎信夫君
17番	東口正美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	佐竹康彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	吉川和宏君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（21名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
市民部長	関田守男君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
学校教育部参事	石井卓之君	社会教育部長	小俣学君
財政課長	川口荘一君	産業振興課長	乙幡正喜君
市民部副参事	小川泉君	子育て支援課長	高橋宏之君

健康課長 志村明子君
土木課長 寺島由紀夫君

環境課長 関田孝志君

議事日程

- 第 1 第 2号報告 専決処分の報告について
- 第 2 第 3 5号議案 平成 2 6 年度東大和市一般会計補正予算（第 7 号）
〔総務委員会審査報告 日程第 3〕
- 第 3 2 7 第 3 号陳情 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回し日本国憲法第 9 条を守るための陳情
〔厚生文教委員会審査報告 日程第 4 ～日程第 6〕
- 第 4 第 7 号議案 東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る
介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
- 第 5 第 8 号議案 東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例
- 第 6 2 7 第 2 号陳情 財務省方針による小学 1 年生の 4 0 人学級への後退に反対し、かつ市独自で少人数
学級を実現する陳情
〔建設環境委員会審査報告 日程第 7 ～日程第 9〕
- 第 7 第 3 0 号議案 市道路線の廃止について
- 第 8 第 3 1 号議案 市道路線の廃止について
- 第 9 2 7 第 1 号陳情 ごみ減量に関する陳情
〔予算特別委員会審査報告 日程第 1 0 ～日程第 1 5〕
- 第 1 0 第 1 号議案 平成 2 7 年度東大和市一般会計予算
- 第 1 1 第 2 号議案 平成 2 7 年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 1 2 第 3 号議案 平成 2 7 年度東大和市下水道事業特別会計予算
- 第 1 3 第 4 号議案 平成 2 7 年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算
- 第 1 4 第 5 号議案 平成 2 7 年度東大和市介護保険事業特別会計予算
- 第 1 5 第 6 号議案 平成 2 7 年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 1 6 委第 1 号議案 現状の 3 5 人学級の堅持及び段階的な推進を求める意見書
- 第 1 7 議第 1 号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 第 1 8 閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 1 8 まで

午前10時 9分 開議

○議長（尾崎信夫君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（尾崎信夫君） 本日、議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、森田憲二議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 森田憲二君 登壇〕

○15番（森田憲二君） おはようございます。

先ほど、議会運営委員会が開催されましたので、その内容を御報告申し上げます。

本日の議事日程に日程の追加、建設環境委員会より継続審査の申し出がございますので、日程に追加することといたします。

内容は以上でございます。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔議会運営委員会委員長 森田憲二君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 第2号報告 専決処分の報告について

○議長（尾崎信夫君） 日程第1 第2号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第2号報告 専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

御報告の内容は、平成26年4月7日に狭山緑地内で発生いたしました物損事故についてであります。

議会の議決により指定されました損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分についてに基づき、平成27年2月12日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

損害賠償額につきましては2万7,000円で、相手方は東大和市奈良橋1丁目302番地の5、佐藤幸美氏であります。

事故の概要について御説明申し上げます。

本件は、平成26年4月7日月曜日、午前9時ごろ、東大和市奈良橋1丁目301番地の1の狭山緑地におきまして樹木が倒れ、緑地に隣接する建物の屋根を破損したものであります。事故の状況から、緑地の樹木管理に瑕疵があるとして示談したもので、屋根の修理代として2万7,000円を相手方に支払うものであります。

なお、相手方に支払います損害賠償金は、全国市長会市民総合賠償補償保険から全額補填されるものであります。

事故後におきましては、住宅等に接している緑地内の樹木の点検を実施し、再発防止に努めております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第2号報告を終了いたします。

日程第2 第35号議案 平成26年度東大和市一般会計補正予算（第7号）

○議長（尾崎信夫君） 日程第2 第35号議案 平成26年度東大和市一般会計補正予算（第7号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第35号議案 平成26年度東大和市一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成26年度の国の補正予算の成立に伴いまして、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した事業の実施に要する経費の計上など、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものでございます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,664万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ306億6,572万5,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、繰越明許費の補正で、追加であります。

次に、2ページの第1表、歳入歳出予算補正であります。ここでは、各款における主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第9款の地方交付税は914万円の増額で、国の補正予算の成立に伴いまして普通交付税を増額するものであります。

第13款の国庫支出金は8,986万7,000円の増額で、地域住民生活等緊急支援のための交付金の計上によるものであります。

第14款の都支出金は2,400万円の増額で、国の交付金事業に関連する地域消費喚起特別支援事業補助金の計上によるものであります。

第17款の繰入金金は364万2,000円の増額で、財政調整基金取り崩しの増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は1,024万6,000円の増額で、まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定事業費の計上によるものであります。

第3款の民生費は150万円の増額で、子育て応援事業費の計上によるものであります。

第4款の衛生費は241万7,000円の増額で、子育て応援事業費の計上によるものであります。

第7款の商工費は8,127万8,000円の増額で、消費喚起プレミアム付商品券発行事業費、創業支援事業費及び観光情報発信事業費の計上によるものであります。

第10款の教育費は3,120万8,000円の増額で、教育力向上推進事業費及び文化財等観光情報発信事業費の計上であります。

次に、4ページをごらんいただきたいと存じます。

第2表、繰越明許費補正で、1の追加であります。

対象事業の1つ目ではありますが、第2款総務費、第1項総務管理費のまち・ひと・しごと創生総合戦略等策定事業で、金額は1,024万6,000円であります。

次に、第3款民生費、第2項児童福祉費の子育て応援事業で150万円であります。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費の子育て応援事業で241万7,000円であります。

次に、第7款第1項商工費の消費喚起プレミアム付商品券発行事業の7,507万1,000円、創業支援事業の162万円、観光情報発信事業の458万7,000円であります。

次に、第10款教育費、第1項教育総務費の教育力向上推進事業の2,418万8,000円、第4項社会教育費の文化財等観光情報発信事業の702万円であります。

合計で1億2,664万9,000円の繰越明許費を追加設定いたしまして、事業を実施するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○企画財政部長（並木俊則君） これより、事項別明細書の説明を申し上げます。

7ページをお開きください。歳入の説明を申し上げます。

9款1項1目1節地方交付税は914万円の増額であります。国の補正予算の成立に伴いまして、調整額が復活されたことによります普通交付税の増額であります。

9ページをお開きください。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、13目地域住民生活等緊急支援のための交付金は8,986万7,000円の増額であります。

1節地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）は4,996万円あります。消費喚起プレミアム付商品券発行事業に係る国庫補助金の計上であります。

2節地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）は3,990万7,000円あります。市が策定します総合戦略の各事業に係る国庫補助金の計上であります。

11ページをお開きください。

14款都支出金、2項都補助金、5目商工費都補助金、1節商工費補助金は2,400万円の増額あります。消費喚起プレミアム付商品券発行事業に係る東京都の地域消費喚起特別支援事業補助金の計上であります。

13ページをお開きください。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は364万2,000円の増額あります。一般会計補正予算（第7号）の財源調整として財政調整基金の取り崩しを増額するものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は1億2,664万9,000円の増額で、補正後の予算額は306億

6,572万5,000円となるものであります。

15ページをお開きください。

今回の歳出補正予算の内容につきましては、国の内閣府になりますが、事業についての事前調整を実施しまして、その調整された内容を補正予算に反映したところでございます。

それでは、款ごとに歳出の説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、7目企画費は1,024万6,000円の増額であります。

8のまち・ひと・しごと創生総合戦略等策定事業費であります。国の地方創生先行型交付金を活用し、国の要請により市の総合戦略等の計画づくりにかかわります策定支援業務委託料等を計上するものであります。

17ページをお開きください。

3款民生費、2項児童福祉費、4目子育て支援費は150万円の増額であります。

8の子育て支援事業費であります。国の地方創生先行型交付金を活用し、子育て支援講座の開催等に必要経費を計上するものであります。

19ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は241万7,000円の増額であります。

7の子育て支援事業費であります。国の地方創生先行型交付金を活用し、子育て支援モバイルサービスに必要な経費を計上するものであります。

21ページをお開きください。

7款1項商工費は8,127万8,000円の増額であります。

2目商工振興費は7,669万1,000円の増額であります。

4の消費喚起プレミアム付商品券発行事業費は7,507万1,000円ですが、国の地域消費喚起・生活支援型交付金等を活用し、消費喚起プレミアム付商品券発行事業に係る東大和市商工会への補助金等を計上するものであります。

5の創業支援事業費は162万円ですが、国の地方創生先行型交付金を活用し、主に女性を対象とします創業支援に必要な経費を計上するものであります。

3目観光費は458万7,000円の増額であります。

2の観光情報発信事業費ですが、国の地方創生先行型交付金を活用し、観光アプリケーションの作成等に必要経費を計上するものであります。

23ページをお開きください。

10款教育費は3,120万8,000円の増額であります。

1項教育総務費、3目教育指導費は2,418万8,000円の増額であります。

18の教育力向上推進事業費ですが、国の地方創生先行型交付金を活用し、全ての小中学校15校に協力指導員（ティームティーチャー）を配置するための報酬等の計上であります。

なお、平成27年度の一般会計予算に協力指導員（ティームティーチャー）の4校分の報酬を計上したところでありますが、この補正予算に15校分の計上をしましたので、平成27年度予算分につきましては、執行状況を確認の上、予算の減額等の対応を考えてまいります。

4項社会教育費、1目社会教育総務費は702万円の増額であります。

15の文化財等観光情報発信事業費ですが、国の地方創生先行型交付金を活用し、観光情報としての文

化財等案内板設置委託料の計上であります。案内板につきましては25カ所を予定しております。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は1億2,664万9,000円の増額で、補正後の予算額は306億6,572万5,000円となるものであります。

説明を終了させていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○20番（佐竹康彦君） 御説明ありがとうございます。

この平成26年度補正予算の執行につきましては、私ども公明党からも1月26日、市長宛てにプレミアムつき商品券の発行ですとか、また創業支援、観光振興、また子育て支援等、さまざまな事業に活用することということで要望させていただきました。おおむねそれらの事業について反映をされているということが高く評価をさせていただくところでございます。

それで、予算書の16ページなんですけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定事業費、こちらの具体的な事業内容、どのように進めようとしておられるのか、この策定会議の委員、どのようなメンバーを選出されようとしておられるのか、その具体的な内容をお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、予算書22ページ、消費喚起プレミアム付商品券発行事業費でございます。こちらにつきましても、その事業の具体的な中身を教えていただければと思います。その商品券の発行額ですとか、また部数、そのプレミアムの割合、発行時期、また販売方法、またどういったところで使用可能なのか等々、具体的な内容を教えていただければと思います。

続きまして、予算書24ページの教育力向上推進事業費でございます。協力指導員、ティームティーチャーの全校配置ということで、非常にこれによりまして学力向上、教育力向上が図られるものと期待するところでございますけれども、各中学校グループ等でそれぞれこのきちんと連携が図られるのかどうかということと、またあわせまして、こういった事業、補正予算でこの事業費は充てられるわけでございますけれども、その効果を見きわめて次年度以降もぜひ継続等していただければというふうに思うんですけども、この点についてのお考えをお伺いいたします。

○企画財政部参事（田代雄己君） 予算書の16ページになります。まち・ひと・しごと総合戦略の策定業務の関係でございます。

まず、進め方ですけれども、こちらに報償費ということで会議の報償を計上させていただいておりますけれども、これは予算的には15人のメンバーを想定しております、その方々に1万円を予算上計上してます。6回分の会議ということで考えております。

進め方としましては、内部でも庁内の会議を設けて、そこである程度の案を固め、そして外部の有識者の皆様の御意見を伺いながら総合戦略の策定に向けて取り組んでまいりたいと思います。

また、あわせまして、委託料で計上しています業務の支援でございますけれども、人口ビジョン等、東大和市の将来的な人口の推計等もそこで業務として行っていただいて、長期的な人口の見通しを立て、そしてさらに策定の支援ということで会議の支援をいただいたり、またアドバイザーということで総合的な御意見をいただく中でこの策定を進めてまいりたいと思っております。

また、メンバーにつきましては、国が出します手引きでは、市民、そして産業界、行政、そして学校や金融機関等と連携をとって広く意見を聞くというふうになっておりますので、私どもも今それに向けて検討はし

てるところですけれども、委員さんの選任につきましては今後の対応というふうを考えております。

以上でございます。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 予算書22ページ、消費喚起プレミアム付商品券発行事業についてでございます。

まず、プレミア率は今回25%を予定してございます。

それから、現在商工会と調整中ということで確定ではございませんが、発行額の総額でございますが、2億6,250万円です。2億1,000万円に対しまして25%のプレミア率をつけまして、5,250万円のプレミアというふうな形でございます。

それから、発行部数でございますが、2万2,000冊を予定してございます。1冊1万2,500円分で、500円券掛ける25枚、25%のプレミアがつくというふうな形でございます。

それから、使える場所でございますが、大型店と小規模店で利用できる共通券と、それから小規模店限定で利用できる商品券がございます。1冊の中に共通券といたしまして6,000円分、それから小規模限定といたしまして6,500円分のものをつづりまして、1冊で販売するというような形でございます。

販売時期でございますが、現在商工会と調整しておりまして、他市の動向を踏まえましてできるだけ早く販売したいというふうな形で考えてございます。

販売方法、販売場所、詳細につきましては、今後商工会と調整を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○学校教育部参事（石井卓之君） 予算書24ページ、協力指導員についてでございます。

小中の学びの連携9年間ということで、しっかりと各中学校グループの検証をしております。あわせて、今回いろいろな施策が学力向上に向けて立ち上がっておりますので、全ての施策を勘案しまして成果の検証をしていきます。

また、今後ですが、1年間をかけて成果をきちんと上げられるように各学校と連携するとともに、教育委員会でも指導、助言をしていきながら、しっかりと検証をしております。

以上でございます。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 申しわけございません、プレミアム付商品券の発行冊数でございますが、2万1,000冊ということで訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○3番（尾崎利一君） 今回の補正予算、全体として、国の地域活性化・住民生活等緊急支援交付金に基づいて施策を展開するということでしたけれども、先ほど、24ページのティームティーチャーのところについて、来年度予算に既に4校分計上しているけれども、今回補正予算で15校分計上しているの、実施状況を見てこの4校分は削減するかもしれないというような御説明ありましたけれども、今回のこの補正予算でほかに来年度予算に計上されている、その財源補填的な内容になる施策があるのかどうか、あれば御説明いただきたいと思っております。

それから、20ページの子育て支援モバイルサービスのその概要について、それから22ページの観光アプリケーションのその施策の概要について伺います。

それから、22ページの消費喚起プレミアム付商品券の事業ですけれども、経済効果はどの程度と見込んでおられるのか伺います。

○企画財政部長（並木俊則君） 一般会計補正予算（第7号）、今回の補正予算で27年度の当初予算額とのそれぞれの項目の部分で重複しているところがございますが、私のほうで先ほど説明いたしました24ページの教育

力向上推進事業費、協力指導員のティームティーチャーの報酬、この部分が全15校、ここで補正予算のほうで計上しておりますので、27年度4校分との、その部分については、先ほど申し上げたように今後27年度中に調整ということで、他のここでの歳出予算の計上の部分は27年度予算のほうには直接的には計上の部分はありませんので、ほかのものは新規事業ということで解釈していただければというふうに思います。

以上でございます。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 22ページのプレミアム付商品券の関係でございます。経済効果はということでございます。

地域消費喚起・生活支援型の事業で、今回購入額に上乗せした分5,250万円分、これが経済効果として、地域限定で利用できる商品券ということで発売する予定でございます。この中で、例えば1万円の買い物をしまして、この商品券を持っていきまして、2万円、3万円という形で、その上乗せで買い物をしようかなというときに、このプレミアム商品券が非常に有効ではないかなと思います。消費意欲を高めまして、地域の消費の喚起が向上するのではないかなということと考えてございます。

以上でございます。

○福祉部長（吉沢寿子君） 予算書19ページ、20ページの子育て支援モバイルサービスの概要でございますけれども、予防接種のスケジュールとか、それから医療機関の情報、また保健センター等からのお知らせ、そういったさまざまな子育てに関する情報等をこのモバイルサービスによってそれぞれの御家庭のほうに提供するというものでございます。また、市の状況に応じてカスタマイズ等ができるというようなことでございます。

以上でございます。

○市民部副参事（小川 泉君） 予算書22ページの観光情報発信事業におきます観光アプリケーション作成についてでございます。

こちらにつきましては、内容としまして、地図と連携をしたり、GPS機能を活用したりということでのルートマップを閲覧し、市内を散策していただける等のサービスを提供したいというふうに考えております。提供につきましては、多言語化対応の観光情報発信のアプリケーションの発信を考えております。

また、発信元としましては、アップルストアやグーグルプレイという形で、スマートフォン、タブレット全般に対応するような検討を現在進めているところでございます。

また、目的といたしましては、この東大和市の資源を効果的に発信し、観光の振興と地域活性化につなげることを目的とし、来訪者の増加やリピーターの増加につながるものというふうに考えております。

以上でございます。

○17番（東口正美君） 予算書18ページ、子育て応援事業について、講座等を開催されるということでしたけれども、具体的に現在お考えの内容があればお教えてください。

もう一つ、予算書22ページ、創業支援事業、特に女性を対象にということですが、どのような工夫がなされるかお教えてください。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 予算書18ページ、子育て応援事業費についてでございます。

こちらの事業につきましては、地域創生先行型の交付金を活用いたしまして、少子化対策として子育て応援事業を実施するものでございます。内容といたしましては、子育て世代が地域で安心して子育てできる環境づくりのため、子育て支援講座の開催や、子育て世代の交流の場づくりといたしまして、子育てまつりのような催しを開催したいというふうに考えております。

以上でございます。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 22ページ、創業支援事業でございます。

現在市では子育て応援事業を重要政策としております。今回、地方創生先行型における事業といたしまして子育て支援事業もでございます。こうした中から、当市では、子育て中の女性も参加しやすいように女性を対象にした創業塾を企画いたしました。具体的には、セミナー等を5回ほど行わせていただくんですけども、平日の昼間に開催させていただきまして、小さなお子様のいる女性の方もセミナーに参加して創業につなげていきたいというふうな形で考えてございます。

以上でございます。

○17番（東口正美君） 確認ですけども、小さなお子様を連れてこられた方たちのお子様の一時保育委託料というのが計上されていると思うんですけども、この具体的なお考えをお聞かせください。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 13番委託料のところに77万3,000円計上させていただいているんですけど、その中で一時保育の場所をつくるということで、託児所を研修施設の場所に設置させていただきます。そこに保育士さんとか、あと保険料、それからスタッフ、それから遊具のレンタル料等、そちらのほうに配置いたしまして、お子さんをお持ちの方がセミナーに参加できるような形で考えてございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 予算書の22ページ、消費喚起プレミアム付商品券発行についてなんですけど、先ほど、開始時期についてはこれからなるべく早くというお話だったと思いますけれども、この商品券の期限などはどのように考えているのかと、あと、使用されなかった分についてはどのようにするのか教えてください。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 使用期限は、発行時期によりますけれども、一応12月ぐらいをめどに、発行時期からそのあたりが使用期限になるのではないかなと考えてございます。またこちらは商工会と詰めてまいります。

それから、使用されなかったものにつきましては、そのままのような形、返還というような形、そのあたりはまだ最終的に商工会と詰めてございませぬので、今後協議させていただきたいと思っております。

○市民部長（関田守男君） 余ったらどうするかということの御質疑でございますが、平成21年のときに若干余ったというような経緯がございますけれども、最終的にははけたといいますか、処分ができたということでございます。このたびは、そういうことがないようにさまざまな工夫を凝らして、例えばイベントを打つ等々でその商品券が残らないように対応したいというように考えてございます。例えば今プレミアムは25%ですので1万2,500円ですので、今の御質問は、例えば5,000円使ってという、その余りという、500円券になっていきますので、それを活用していただくということでございます。残ったものは、本来お釣りは出ませぬので、活用していただくようにうちのほうでも考えているところでございます。

○議長（尾崎信夫君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第35号議案 平成26年度東大和市一般会計補正予算（第7号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第3 27第3号陳情 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回し日本国憲法第9条を守るための陳情

○議長（尾崎信夫君） 日程第3 27第3号陳情 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回し日本国憲法第9条を守るための陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、総務委員会委員長、押本 修議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 押本 修君 登壇〕

○11番（押本 修君） おはようございます。

ただいま議題に供されました27第3号陳情 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回し日本国憲法第9条を守るための陳情につきまして、総務委員会の審査経過並びに結果につきまして御報告いたします。

この審査は、平成27年3月6日に本委員会を開催し、委員間での自由討議により行われました。

主な発言は次のとおりであります。

集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回する問題については、さきの6月議会でも同趣旨の陳情が提出されており、その際に、「武力行使の新3要件ができたから、これが歯どめになるから問題はない」という議論があった。しかし、その後の経過を見ると、この新3要件は結局は歯どめにはなっていないことが明らかになったのではないかと考えられるので、やはりもとに戻し、閣議決定そのものを撤回するべきと思う。

また、今回の陳情理由は、一々もっともだなど思っている。とりわけ、6月の議論のときより一歩進み、いろいろなことがなし崩し的になっている。本当に安倍政権は9条を変えたいんだと思わざるを得ない。一部新聞の論調でも明らかになっているように、武器の輸出に関しては大変に危機的な状態になっているし、歯どめが本当に外されてきているような大変よくない傾向が続いている。ここでやはり地方自治体からもこれはおかしいぞといった声を上げる必要があると考える。

一方、今回の陳情趣旨の1番にある「集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回してください」につきましては大いに賛同するところではありますが、2番目の「日本国憲法第9条を守ってください」に関しては、陳情書を読む限り、なかなか陳情者の願意を読み解くことができなかった。しかし、陳情者から提出された資料に

は、「憲法9条を破壊する集団的自衛権の行使を容認する解釈改憲を認めません。明文改憲に反対し、平和憲法を守り生かすことを強く求める」とあった。今日まで日本国憲法は制定以来、一度も改訂がされておらず、これまで現実と憲法の条文との乖離については、憲法を改正するのではなく、解釈によって乗り越えてきたわけであるが、憲法の趣旨を変えることではなく、憲法の文言自体をすっきりと明文化し、文章が曖昧なことによる不毛な憲法論争が絶えない9条についてもそうしていただくことによって、より9条の規範性を高めていくべきと考える立場をとらせていただくので、今回の陳情趣旨の2番目には賛同はできない。

次に、この閣議決定については憲法9条の枠内にて可能とされてきた個別的自衛権としても、正当性がある部分について限定的に集団的自衛権の行使を容認するとなっており、これまでの政府の憲法解釈との理論的整合性と法的安定性が担保されているとの判断をしている。今回の陳情趣旨にある閣議決定の撤回については、その必要性は認められないし、憲法9条を守ることにしてもあえて意見書にする必要はないとの立場である。今後より必要なことは、この閣議決定について、その範囲におさまるような法案づくりがしっかりとなされるかどうかであるとする。

自由討議を終了し、討論を行いました。

陳情採択に反対の立場から。

憲法を初めとした我が国の法体系を遵守するということは国民として当然のことであり、また何者もそれを不法に破壊することは許されない。一方、憲法の条文に改正規定がある以上、改正は可能であり、それを否定することはできないのである。現在憲法の効力は停止していない以上、その条文を遵守するのは国民として当然であり、9条においても同様と考える。このような観点から、9条を守ることは賛同以外ないとの立場である。しかし、憲法の条文を一言一句変えてはならない、改正はならない、不可触、神聖不可侵等の考え方には絶対に与するものではなく、本陳情には反対せざるを得ない。

次に、陳情採択に賛成の立場から。

この閣議決定は、これまで積み重ねてきた議論や政府として確立してきた政府見解、こういったものを全て踏みにじり、憲法9条のもとでも集団的自衛権の行使が可能だとしたものであり、これまで大きな歯どめとなってきた後方支援という概念をもなくして、現在戦闘が行われていなければ、戦闘地域であっても自衛隊を派遣可能にしたものである。また、その後の政府与党内での議論を見ても、その狙いは明らかになってきており、この閣議決定を許した状態でさまざまな歯どめを講じようとしても、次々と譲歩を余儀なくされているのが実態だと言わざるを得ない。この陳情は当然のことであり、国に意見書を提出するべきと考える。

反対の立場から。

政府は昨年7月に、国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備についてを閣議決定し、現在法制化作業を進めている。この閣議決定では、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生したことによって、我が国の存立が脅かされ、国民の生命や財産、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、国民を守るための手段としてほかに方法がないときに、必要最小限度の実力を行使することは従来の政府見解の基本的理論に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されるべきと判断するに至ったとされており、憲法9条のもとで許容される自衛権の範囲を超えるものではないと考えることから、今回の陳情には反対の立場をとらせていただく。

賛成の立場から。

これまでの政権がある面、一定の歯どめをかけていた部分を極めて曖昧にし、例えば最近では原油関連での海峡封鎖や地雷の撤去など、そこまでの話になっている。現状、憲法9条の趣旨から逸脱しているのは明らかであり、安倍政権のやろうとしていることに対しては容認しがたいと思う。また、この陳情をよく読むと、憲法そのものではなく、9条に関して変えないでほしいと明言しており、その内容もしっかりと練られた上で出されている。憲法9条は守るべきものと考えことから、この陳情には賛成いたします。

討論を終了し、直ちに採決を行いました。

起立採決の結果、起立少数、よって、27第3号陳情 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回し日本国憲法第9条を守るための陳情は不採択と決しました。

以上をもちまして、平成27年第1回定例会総務委員会委員長報告とさせていただきます。

議長におかれまして、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（尾崎信夫君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 押本 修君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を行います。

〔20番 佐竹康彦君 登壇〕

○20番（佐竹康彦君） 公明党の佐竹康彦です。私は、公明党を代表して、27第3号陳情 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回し日本国憲法第9条を守るための陳情に反対の立場から討論を行います。

今回の陳情については、昨年第3回定例会で同趣旨の陳情に対し反対の立場で討論を行いました。その際申し述べておりますとおり、昨年7月1日に決定をされた国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備についての閣議決定は、これまでの政府の憲法解釈との論理的整合性と法的安定性が保たれており、内閣法制局長官からも、いわゆる解釈改憲には当たらないと国会審議の中で答弁がなされております。かつまた、実質的な内容としても、いわゆるフルサイズの集団的自衛権ではなく、これまでと同様に個別的自衛権の範疇で説明できる武力行使に限定されたものについてのみ集団的自衛権の行使を認めるものとなっています。

公明党は、与党協議において議論を積み重ね、国会審議の場においても、憲法の枠内におさまった形で、国際法上も個別的自衛権の行使としても説明され得る重なり合っている部分についてのみ武力を行使できることを確認したと考えております。

よって、今回の陳情において示される懸念をもとに閣議決定の撤回をすることについては、その必要性を認められませんし、これまでの議論の過程において憲法9条についても従来の政府の憲法解釈との整合性は保たれていると判断されますから、憲法9条を守るということについても、あえてそれを意見書にする必要は認められないと考え、今回の陳情は採択せずともよいと判断をいたします。

現在この閣議決定をもととして安全保障に関する法整備の準備がなされております。法整備に関する政府与党の協議が現在進行中であり、本日も与党による具体的な法整備の方向性が新聞等で報道されておりました。

憲法9条のもとで許容される自衛の措置については、閣議決定において示された新3要件を防衛出動の要件とし、自衛隊法などの条文に過不足なく盛り込むとの方向性が示されました。公明党が主張する方向でしっかりとした歯どめをかけられるものと認識しております。

結党以来、平和を党是とする公明党は、今後とも与党の一翼として真摯に現実と向き合いつつ、どの政党よりも日本と世界の平和の構築のため、実質的な成果を得られるよう力を尽くしてまいりたいと申し上げて、反対討論といたします。

[20番 佐竹康彦君 降壇]

[2番 西川洋一君 登壇]

○2番(西川洋一君) 私は、日本共産党東大和市議員団を代表して、ただいま議題になっております陳情について、これは採択すべきもの、つまり賛成の立場で討論を行います。

この陳情は、その趣旨に、1、集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回すること、2、日本国憲法9条を守ること、このことを求めて国に市議会として意見書を出してくださいというものです。

これにつきましては、ちょっと紹介したい点がありますけれど、この陳情趣旨は、東大和市民の圧倒的多数の声でもあるということです。昨年私どもが10月から行いました議員団による市民アンケート、この中でも明らかになっていると思います。集団的自衛権の行使容認についてどう思いますかという問いに対して、回答された方の71%が反対を表明している、このことを紹介しておきたいと思います。

安倍政府は、閣議決定を具体化するために、周辺事態法などの関連法の改定概要を提示してまいりました。この間、政府が与党協議会に提示した一連の文書では、まさに戦争立法ともいっていいような輪郭が浮き彫りになってきたというふうに言えると思います。自衛隊がいわゆる戦地に派兵され、殺し、殺される、そういう危険が浮かび上がってきたということです。アメリカが世界のどこであれ戦争に乗り出した際に、自衛隊がこれまでは戦闘地域には行かないと言っていたところまで行って、今度はそういう場でも、いわゆる戦闘地域とされていた場所まで行って軍事支援を行うということが明らかになってきています。そういうところに行って軍事支援を行えば、必ず攻撃をされることとなります。そうなれば、身を守るため、任務を遂行するためといって武器を使用するということとなりますし、このことは、安倍首相も国会の議論の中で認めていることです。

さらに、政府が提示した文書の中では搜索活動についても述べられ、現に戦闘行為を行っている現場となっても、その搜索救助は継続があり得ると明記されています。戦闘現場における搜索救助とは、まさに戦闘行為となるものです。いろいろ歯どめができたなどというのは、まさしく詭弁と言わざるを得ないと思います。

日本が攻撃されなくても、アメリカが行う先制攻撃の戦争でも、集団的自衛権を発動するというものにもなっております。自衛の措置という名目で、日本に対する武力攻撃がなくても、日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある事態には武力行使、集団的自衛権を行使するということになっております。それでは、この判断を誰がして発動するのか、それは時の政府の裁量に任されておりますので、事実上、無限定になってしまうということになります。

衆院本会議の代表質問で、「アメリカが先制攻撃の戦争を行った場合でも、武力行使の新3要件に合致すると判断したら、集団的自衛権を発動するのか」とただしたのに対して、首相は否定をしませんでした。また、政府は、切れ目のない安全保障といますが、実際はアメリカの行うあらゆる戦争に切れ目なく自衛隊が参戦するということとなります。これが今回の集団的自衛権行使容認の具体化の正体だと私は思います。まさに憲法9条に真っ向から背く違憲立法であることは明白です。

この法改正の動きになっております土台、閣議決定、これを撤回させなければならないというふうに思います。当市議会はぜひ意見書を出すべきものだと思います。

また、憲法第9条は、日本が朝鮮、中国を初め外国に対して侵略戦争を行い、多くの犠牲を出した反省及び再び戦争は繰り返さないとの決意に立って定められたものです。ことしは戦後70年になります。この間、日本は戦争によって他国民を殺傷することなく、また戦争によって日本国民が殺されることはありませんでした。これは何といたっても憲法9条があったらこそ、その力によるものと思います。

憲法を守れ 의견書を東大和市議会としてもぜひ提出していこうではありませんか。

以上です。

〔2 番 西川洋一君 降壇〕

〔1 2 番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○1 2 番（蜂須賀千雅君） 自由民主党市議団を代表し、今回の陳情である27第3号陳情 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回し日本国憲法第9条を守るための陳情に対し、自由民主党として反対の立場から討論いたします。

政府では、昨年7月に、国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備についての閣議決定をし、現在政府与党である自由民主党、公明党で法制化の作業を進めております。我が国は、国際協調主義に基づく積極的平和主義のもと、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備する必要があります。

閣議決定では、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかの手段がないときに必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されるべきと考えるべきであって判断するに至ったとしており、憲法の範囲内で認められる限り武力の行使を行うことが明確に定められており、憲法9条のもとで許容される自衛権の範囲を超えるものではないことと考えることから、今回の陳情である27第3号陳情 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回し日本国憲法第9条を守るための陳情に自由民主党・+1として反対の立場をとらせていただきたいと思います。

以上です。

〔1 2 番 蜂須賀千雅君 降壇〕

〔4 番 実川圭子君 登壇〕

○4 番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。27第3号陳情 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回し日本国憲法第9条を守るための陳情に賛成の立場で討論いたします。

現在政府が進めている安全保障制度の見直しや自衛隊法の改正は、他国の戦争への参加の道を開くものであります。これは、昨年7月閣議決定をした集団的自衛権の行使容認に基づくものであり、私は、これ以上日本が誤った道へと進まないよう、この閣議決定を撤回することに賛成いたします。

さまざまな条件をつけ、必要最小限の行使にとどめると説明し、積極的平和主義の名のもとに法改正を押し進めようとしています。軍部が暴走したさきの大戦の反省から何重にも歯どめをかけていたものを緩和し、曖昧な表現で徐々に範囲を広げていることに非常に危機を感じます。

政府の進め方に疑問を感じる多くの意見の中には、集団的自衛権の行使が必要な事例の根拠が曖昧で、それを行うためにどれだけの準備が必要で、どれだけコストがかかるかもわからない、その必要性もわからない現実性に欠けているという点があります。

憲法9条では、紛争の解決に武力の行使は行わないとしています。戦争は紛争の解決の手段になるとは考えられません。たとえ力で一方を押しつけてもわだかまりは残り、何より戦争の犠牲になるのは多くの民間人、子供たちです。この陳情に反対し、集団的自衛権行使容認を支持する方々は、犠牲者に対し責任を感じないのでしょうか。多少の犠牲は仕方がないと目をつぶるのでしょうか。

国民の命を守ることが国の責務と考えますが、積極的自衛権の行使は他国の戦争に参戦することであり、国民の命を危うくすることにもなりかねません。他国にいる日本人を守るどころか、敵対し、テロの対象になる可能性も出てきます。かえって危険な状況をつくろうとしているとしか思えません。

日本は、これまで平和憲法の9条があるからこそ、日本に攻められることはないと他国から信頼され、国際的な地位を築き、交流を深めてきました。今国際社会からどのように評価されているのか、目を背けずにしっかり向き合うべきです。そして、もう一度、憲法9条を守り直すことが平和への道だと考えます。

以上のことから、私は本陳情に賛成し、議会として意見書を提出すべきと考えます。

[4 番 実川圭子君 降壇]

[6 番 大后治雄君 登壇]

○6番(大后治雄君) 議席番号6番、民主党、大后治雄でございます。民主党を代表し、27第3号陳情 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回し日本国憲法第9条を守るための陳情に反対の立場で討論を行います。

最初に申し上げておきますけれども、私は元海上自衛隊の幹部自衛官でありました。戦争が起これば、まず最初に戦地に赴くのは私の同期であり、そうした観点においても私は戦争は絶対反対であります。

さて、憲法を初めとする我が国の法体系を遵守することは、国民として当然のことであり、何者も不法に破壊することは許されない、これは当然であります。一方で、憲法の条文に憲法そのものの改正規定がある以上、改正してもよいとされているのは自明であり、これを否定することは全くできないところであります。

したがって、現在の憲法の効力が停止されていない以上、その条文を遵守することは当然であり、9条においても同様と考えます。

こうした観点におきまして、9条を守るということには賛同するしかないのであります。

ただし、憲法の条文を一言一句変えてはいけなく、何も改正してはいけなく、不可触、神聖不可侵という立場には絶対に与するものではなく、この趣旨におきまして本陳情には反対せざるを得ません。なぜならば、文意が曖昧で不毛な論争が絶えない9条をもっとすっきりした文言に書き直して、国家として、してもよいこととしてはならないことを明確にし、よって、9条の規範性を高めようという立場であるからであります。

もちろん、憲法9条をそのままにして、集団的自衛権の行使の名のもと、海外派兵を敢行しようとしている安倍首相の考えに、それは立憲主義に反するとして反対する立場でもありますので、本陳情の前段の閣議決定の撤回はぜひとも求めたいと考えます。

つまり、閣議決定の撤回や9条の趣旨を守ることに大いに賛同いたしますが、同時に明文改憲にも賛成の立場でありますので、本陳情を丸のみして全部に賛同することはいたしかねるということでもあります。私どもの会派は、こうした意味におきまして全くぶれていないということは明らかであります。

ところで、今その9条の解釈と称して海外派兵ができるという安倍首相が9条を破壊しつつあるのでありま

す。したがって、そういうことをさせないために、9条の趣旨を変えずに文言を工夫することにより、9条の規範性を高めようとするのは、論理の帰結として当然といえましょう。平たく申し上げれば、現行9条を一言一句変えずに、安倍首相がその解釈によってないがしろにし、結果的に9条の趣旨すら守れていない現状を大変憂慮する立場として、むしろ現行9条の文言を変えることこそが真に平和憲法の趣旨を守ることにつながるものと考えからであります。

さて、たびたび引用しております私の大学時代の恩師である小林節慶應義塾大学名誉教授による本年2月24日付、大阪日日新聞コラム一刀両断によれば、9条改正の要はおおよそ次の提案であります。

引用ここから。

つまり、1、我が国は世界平和を誠実に希求し、間違っても再び他国を侵略しない。2、ただし、我が国も独立主権国家として他国から侵略の対象にされた場合には自衛戦争は行う。3、前項の目的を達するため、我が国は陸海空軍その他の自衛軍を保持する。4、自衛軍による国際貢献は、事前に国連決議と国会による承認を得ることを必要とする。

こうすれば、まず、1、自衛隊の正当性に関する不毛な論争が不要になり、隊員は堂々と任務に邁進することができます。加えて、2、戦後70年間、9条のもとで我が国が一度も戦争をしないうちでこられた実績を維持することもできる。つまり、国連の安全保障理事会には常任理事国の拒否権制度がある以上、世界が陣営に分かれて争っている紛争では、国連の安保理決議は出されようがないわけで、我が国は一方の助っ人として戦争に加担しないで済む。しかし、安保理が一致して決議した場合には、その相手は世界秩序の敵であると認定されたわけで、大国、日本が世界の警察活動に参加しないわけにはいかないであろう。中略。それでも、9条にさわるなと繰り返す護憲派は、石頭としか言いようがない。

引用ここまで。

以上であります。

〔6 番 大后治雄君 降壇〕

〔22番 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） やまとみどりの中野志乃夫です。やまとみどりを代表しまして、今回の集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回し日本国憲法第9条を守るための陳情に賛成の立場で討論を行います。

今回の陳情に関しては、先ほどから何名かの方が言われているとおり、閣議決定そのものに対する欺瞞性といえますか、大変おかしな動きに関して危機感を持っている。確かに今の政府の言っている内容に関していえば、従来の自民党政府でさえ、例えば海外に行って機雷の封鎖、解除について行使をするとか、そういったことに対しても大変慎重であったことがどんどん崩壊的に行われようとしていることに対して、これは多くの皆さん、かつての自民党の関係者でさえ危惧を持っている、大変危険な内容であると考えておりますし、そうしたことをやはりおかしいというのは当然だと思っております。

またあわせて、私の委員会での論議でも行いましたが、日本国憲法に関して、やはり守るべきである、当然そう思います。また、今回の陳情に関しても、憲法云々そのもの、全体を全く変えてはいけない云々という事は書いてありません。つまり、当然閣議決定に関しても撤回を要求して、また憲法そのものも9条に関しては守ってほしい、純粋にそういった内容でありますから、先ほどの論議の中で、9条そのものに対する見解はちょっと甚だ、なかなか納得しがたいといえますか、そういう主張であれば、逆にこの陳情に賛成をして、平和を本当に日本が、その平和の立場をきちんと守る、またそういった姿勢で臨むためにも本陳情にはや

はり賛成すべき、そういった内容ではなかったかと逆に感じております。

いずれにしても、現在この国のありようが今後もこの問題でさまざまに問われていくことは明かです。大変残念ながら、私が思うには、今戦争を体験した世代が本当にどんどん去っていく中で、戦争を知らない世代たちが今政治の中核なっています。先日は八紘一宇とか、とんでもない発言が堂々と披露されるような事態にもなっております。

やはりそういったことを考えると、やはり厳密に今の政府のやっていることの内容に関してもきちんと精査をして、やはりおかしいことはおかしい、また日本が本当に現在の日本のこの立場を守るためにも、憲法9条に関してはきちんと守るべきだという姿勢で、この陳情にぜひとも皆さんの賛成をいただきたいと思っております。

以上です。

[22番 中野志乃夫君 降壇]

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

27第3号陳情 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を撤回し日本国憲法第9条を守るための陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（尾崎信夫君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 第7号議案 東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

日程第5 第8号議案 東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例

日程第6 27第2号陳情 財務省方針による小学1年生の40人学級への後退に反対し、かつ市独自で少人数学級を実現する陳情

○議長（尾崎信夫君） 日程第4 第7号議案 東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例、日程第5 第8号議案 東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例、日程第6 27第2号陳情 財務省方針による小学1年生の40人学級への後退に反対し、かつ市独自で少人数学級を実現する陳情、以上議案2件、陳情1

件を一括議題に供します。

以上3件につきましては、厚生文教委員会委員長、中間建二議員の報告を求めます。

〔厚生文教委員会委員長 中間建二君 登壇〕

○18番（中間建二君） 厚生文教委員会委員長、中間建二でございます。

ただいま議題に供されました第7号議案 東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例、第8号議案 東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例並びに27第2号陳情 財務省方式による小学1年生の40人学級への後退に反対し、かつ市独自で少人数学級を実現する陳情、以上2議案並びに1件の陳情につきまして、厚生文教委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

これらの審査は、平成27年3月9日に本委員会を開催し、副市長ほか関係部課長の出席を求め、審査を行いました。

初めに、第7号議案 東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例について御報告申し上げます。

主な質疑は次のとおりであります。

この条例が新設されることによって市の業務で変わることがあるのか、また市独自の内容について説明していただきたいとの質疑に対して、今回の条例は、国の厚生労働省令の基準をそのまま引用していることから、従来と同等のサービスということで、新たな事業等が生まれるということはない。市の独自の内容としては、暴力団の排除の関係を規定した。また、文書の保存年限について、厚生労働省令では2年となっているが、介護給付費の返還等については地方自治法において5年間にわたって返還請求ができることとなっていることから、当市においては5年間としたところであるとの答弁がありました。

質疑を終了し、自由討議、討論とも発言なく終了。

採決を行った結果、第7号議案 東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例は、原案どおり可決と決しました。

次に、第8号議案 東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例であります。質疑、自由討議、討論、いずれも発言なく、直ちに採決を行いました。

採決の結果、第8号議案 東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例は、原案どおり可決と決しました。

次に、27第2号陳情 財務省方式による小学1年生の40人学級への後退に反対し、かつ市独自で少人数学級を実現する陳情につきまして御報告申し上げます。

主な質疑は次のとおりであります。

市独自で少人数学級を実現するとしたときにどのような予算組みとなるのか、検討されていたら教えていただきたいとの質疑に対して、35人学級の実現については、市で独自試算はしていないが、都内の事例では杉並区では120名程度を独自に採用し、約7億円の区の財源を投入した事例があるとの答弁がありました。

次に、市の教育委員会としては、これまでも教育長会の中でも少人数学級を要望していると聞いているが、この方向は今も続けているのかとの質疑に対して、教育長会等において、全学年35人以下学級編制等の推進という要望は行っているが、ただし、市の財源ではなくという条件をつけており、国や都の財源でという要望となっているとの答弁がありました。

次に、下村文部科学大臣が、授業の質の向上に対する多様な取り組みは極めて厳しい財政状況等を総合的に考慮し、自治体の創意工夫を踏まえつつ、柔軟で効果的な定数改善を早期に進めていくことも必要であります、これら全体を踏まえ、26年8月に改訂した教職員定数改善計画におきまして、課題解決型事業、アクティブプランニング等の推進により、義務教育標準法の改正による基礎定数の拡充を図ることとしておりますと述べている。

その中で、今回の陳情では、市独自に35人学級を実現する施策を検討することと書いてあるが、学級の今のクラス数をふやすことについてどのような措置とったらできるのかとの質疑に対して、東大和市の教育委員会においても、これまで市独自の少人数の学習指導員、学校の図書館の指導員、理科に関する準備の補助員のほか、教育のボランティア、東京都の補助を活用したいろいろな学校の支援ということで、なるべく人の手が入るよという方策はとってきている。また、27年度には小学校について全校に学習支援員、またあるいは昨年度から行っている放課後のとつくん塾についても充実させてまいりたい。特に学級編制を30人とか35人という方策ではなく、ほかのさまざまな事業展開は充実をしてきたし、これからもしていきたい。東大和市の現状では、35人学級を実施するためには、小学校で17学級の増、また中学校でも5学級の増となる。市独自で教員を採用し35人学級を実現するためには、例えば10名採用するにしても、杉並区の例からでは7,000万円というような数字が試算できる。現状のさまざまな教育施策を展開していく中で、35人程度の学級の実現のためにそれだけの予算を投入することは非常にハードルは高い。現状では、35人学級の実現を市独自の財源でやることは非常に現実的ではないと考えており、むしろほかの事業展開で教育環境を充実させていきたいというのが現時点における考えであるとの答弁がありました。

次に、陳情理由の中で、日本の教員の1週間当たりの勤務時間53.9時間、OECDがまとめたものが38.3時間というふうにあるが、市独自で教員の勤務時間というもののデータをはかったことがあるのか、また23区と多摩地域において教育予算の格差があるのかとの質疑に対して、東京都に対して休暇の取得状況は毎年報告をしているが、勤務時間そのものの調査というのは東京都には直接報告は行っていない。ただ、市の労働安全衛生委員会の中では平成25年度に調査を行っている。区と市を比べてというのは、そのようなデータについては見たことがないとの答弁がありました。

次に、事務を担う職員については当市ではどのような状況かとの質疑に対して、都の事務職員の配置は小学校、中学校とも1校1名という形で全都的に同じとなっている。本市では独自に1名を配置しているが、他の区市によっては配置の多いところがあるとは認識をしているとの答弁がありました。

次に、今の法律において35人学級はどのようになっているのかとの質疑に対して、義務教育標準法は平成23年に改正され、それが現在も実効性があると理解している。また、法律の条文に書かれているのは、小学校は基本40人であるが、ただし1年生は35人というふうに書かれている。したがって、国及び東京都の施策によって小学1年生、中学1年生、小学校2年生まで35人学級となっているとの答弁がありました。

ここで質疑を終了し、自由討議を行いました。

自由討議の中では、今の法のもとで35人学級は1年生だけという状況の中で、当市においてもさらに人手が欲しいことが明らかになっている。ですから、国の制度として少人数学級のほうに進んでもらうという点で、1の項目について一致して意見書を提出していくべきではないかというふうに思うとの発言があり、私も、少人数学級の方向に国として進めていくことについて意見書を提出することに関して、東大和市議会でも行うべきと考える。市独自に35人学級を実現する施策を検討することとあるが、これに関してはすぐにやりなさいと

は言えない。それ以外のところでまだまだ教育予算というのは足りないところもあると思うとの発言がありました。

次に、陳情者も市独自で35人学級を実現することは財政的に厳しいだろうという認識はあるが、教育現場から見て、子供たち一人一人にしっかりとした教育を進めていく上では、いろいろな方法を議会としても考えてほしいという趣旨なので、1、2をあわせて採択すべきと思うとの発言があり、義務教育標準法が着実に1学級ずつの人数を減らしながら、さらに40人学級から小学校1年生に35人学級を進めてきたという国の流れを思えば、この流れを逆流させることなく進めてもらいたいという意見書は出すべきではないか。また、市独自に35人学級を実現するという事は、財政的な負担がかなり大きいということもあり、今の段階では難しいのではないかと発言がありました。

次に、本陳情に関しては、陳情の名称と理由は一致しているが、趣旨が乖離しているという気がする。つまり、名称と理由と趣旨が対立する部分がある。陳情趣旨の1つ目に関してはいいが、2つ目の施策を「検討すること」ということで、検討にとどめるという内容になっているが、陳情の名称は「実現する」というふうになっている。陳情趣旨を優先するというのであれば酌み取ることは可能だが、この陳情の名称、理由まで含めて全てまとめてということに関しては非常に無理があると思うとの発言がありました。

ここで、中村庄一郎委員より、本件につきましては、陳情趣旨の2については市議会として趣旨採択の対象から除くとの意見を付し、自由討議を終了、討論を省略し、趣旨採択として直ちに採択されることを望むとの動議が提出され、直ちに採決を行いました。

採決の結果、27第2号陳情 財務省方針による小学1年生の40人学級への後退に反対し、かつ市独自で少人数学級を実現する陳情につきましては、陳情趣旨の2について、市議会として趣旨採択の対象から除くとの意見を付し、趣旨採択と決しました。

また、本陳情につきましては、委員会として意見書を提出することとし、意見書の案文作成につきましては正副委員長に御一任をいただきました。

以上で、厚生文教委員会に付託された議案及び陳情についての審査経過並びに結果の報告を終了いたします。

冒頭、27第2号陳情の議案名につきまして、財務省方針と申し上げるところを財務省方式と申し上げましたので、訂正させていただきます。

以上をもちまして報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（尾崎信夫君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔厚生文教委員会委員長 中間建二君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第7号議案 東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

第8号議案 東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

27第2号陳情 財務省方針による小学1年生の40人学級への後退に反対し、かつ市独自で少人数学級を実現する陳情、本件を委員長報告のとおり意見つき趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本件を意見つき趣旨採択と決します。

日程第7 第30号議案 市道路線の廃止について

日程第8 第31号議案 市道路線の廃止について

日程第9 27第1号陳情 ごみ減量に関する陳情

○議長（尾崎信夫君） 日程第7 第30号議案 市道路線の廃止について、日程第8 第31号議案 市道路線の廃止について、日程第9 27第1号陳情 ごみ減量に関する陳情、以上議案2件、陳情1件を一括議題に供します。

以上3件につきましては、建設環境委員会委員長、関野杜成議員の報告を求めます。

〔建設環境委員会委員長 関野杜成君 登壇〕

○8番（関野杜成君） 建設環境委員会の報告を行います。

ただいま議題に供されました第30号議案 市道路線の廃止について及び第31号議案 市道路線の廃止について並びに27第1号陳情 ごみ減量に関する陳情、以上議案2件、陳情1件につきまして、建設環境委員会の審査経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、平成27年3月10日に開催し、説明員に副市長及び関係部課長の出席を求め、審査を行いました。初めに、第30号議案 市道路線の廃止について及び第31号議案 市道路線の廃止についての議案2件の審議について報告いたします。

委員会開催後、第30号議案 市道路線の廃止について及び第31号議案 市道路線の廃止についての審議を行

うため、現地調査に向かいました。

現地調査終了後、第30号議案 市道路線の廃止について及び第31号議案 市道路線の廃止についてを議題として審議を行いました。本案についての提案理由の説明がなされた後、質疑となりました。現地での確認が終わっていることから、質疑終了、自由討議終了、討論を終了し、採決に入りました。

結果、第30号議案 市道路線の廃止について及び第31号議案 市道路線の廃止については、原案どおり全会一致で可決と決しました。

次に、27第1号陳情 ごみ減量に関する陳情についての審議について報告します。

事務局より、本陳情についての説明、朗読がなされた後、質疑となりましたが、質疑がなく質疑終了。

自由討議に入り、2名の委員から発言がありました。発言は次のとおりです。

ごみ有料化については、この建設環境委員会でもいろいろな議論をしてきた。その後、提言などもまとめた上で、そういったことを進めていただきたいと思っている。この陳情趣旨に関しては、①のほうはごみの減量の目的とはちょっと異なるかなという感じがする。②に関しては、ごみの値段に関しては、私もちょっと高いというような意見もいただいているようなところもありますけれども、始まったばかりですので、少し様子を見て、市民の声などをたくさん集め、その後また検討していったらどうかというふうに考えます。加えて、ごみ袋についてですが、少し縛る場所、ひもが短かったりとか、もう少し工夫できる点もあるかというふうに感じておりますので、そういったいろいろな声をこれから少し集めていただければというふうに思いますとの意見があり。

また、陳情理由については、市民の負担を少しでも軽減するためとなっていますので、実際負担を感じていらっしゃる方が少なからずいるということについては理解できると思います。ただ、陳情趣旨についてですが、一つはごみ袋の料金で賦課するというやり方ではなく、目的税化ということを理由にしていますので、これはもともと国のほうでおよそ費用の3分の1ぐらいは有料化などの方法で財源をつくるという考え方に基いてやったわけですから、余り方法としては変わらないのではないかと。つまり、陳情理由と相反しているのではないかとこのように考えますので、この陳情についてはなかなか賛同しがたいところがあるというふうに思います。

と、以上2名の自由討議が終了し、討論を終了、採決に入りました。

結果、27第1号陳情 ごみ減量に関する陳情は、起立なしで不採択と決しました。

以上、建設環境委員会に付託されました案件の審査経過と結果の御報告とさせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いをいたします。

○議長（尾崎信夫君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 関野 杜成君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を行います。

〔3 番 尾崎利一君 登壇〕

○3番（尾崎利一君） 日本共産党を代表し、27第1号陳情 ごみ減量に関する陳情に反対の討論を行います。

陳情趣旨にごみ税というべき新税の導入が含まれているので反対するものです。しかし、市民の負担を少しでも軽減するためという陳情理由には賛同します。

日本共産党は、ごみの減量は、減量のための施策の展開によって実現すべきものであり、市民に負担を強い家庭ごみ有料化には反対してきました。1億8,200万円もの市民負担増は、今からでも中止すべきという立場です。同時に、市民の暮らしを考えれば、少しでも負担を減らす方策があるなら実施すべきと考えます。

予算特別委員会の審査を通じて、ごみ袋の値段を減額するなどして市民の負担を軽減できることが明らかになりました。市は、家庭ごみ有料化を決めた家庭系廃棄物有料化方針の中で、1億8,200万円の増収のうち、8,000万円は戸別収集による収集運搬経費の増額に充て、5,100万円はごみ有料化施策の経費に、残り5,100万円は新たなごみ減量施策に充てると説明していました。ところが、新たなごみ減量施策は行われず、約4,500万円は従来の施策の財源に充てられていること、つまり、使い残されていることが予算特別委員会の審査で明らかになりました。

市の方針から見ても、約4,500万円、過大な負担を市民にかけていることとなります。まずその分だけでもごみ袋の値段を下げるなどの負担軽減策をとるよう市に厳しく求めて、討論とします。

〔3番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第30号議案 市道路線の廃止について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

第31号議案 市道路線の廃止について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

27第1号陳情 ごみ減量に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○議長（尾崎信夫君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決します。

ここで、午後1時半まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時39分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 第1号議案 平成27年度東大和市一般会計予算

日程第11 第2号議案 平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算

日程第12 第3号議案 平成27年度東大和市下水道事業特別会計予算

日程第13 第4号議案 平成27年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算

日程第14 第5号議案 平成27年度東大和市介護保険事業特別会計予算

日程第15 第6号議案 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（尾崎信夫君） 日程第10 第1号議案 平成27年度東大和市一般会計予算から日程第15 第6号議案 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算まで、以上議案6件を一括議題に供します。

以上6議案につきましては、予算特別委員会委員長、関田 貢議員の報告を求めます。

〔予算特別委員会委員長 関田 貢君 登壇〕

○14番（関田 貢君） ただいま議題に供されました6議案につきまして、予算特別委員会の審査結果を御報告申し上げます。

なお、本委員会の審査結果につきましては、審査の経過を省略し、結果のみを御報告申し上げます。

本委員会は、3月11日、12日、13日及び16日の4日間にわたり、付託されました第1号議案 平成27年度東大和市一般会計予算及び第2号議案 平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算から第6号議案 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算までの5特別会計予算について審査いたしました結果、いずれも原案どおり可決と決しました。

以上で、予算特別委員会の審査報告を終了させていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

〔予算特別委員会委員長 関田 貢君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑につきましては省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を省略いたします。

討論を行います。

〔1番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 日本共産党東大和市議団を代表して、平成27年度の一般会計予算及び同国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計予算に反対する討論を行います。

東日本大震災から4年を経て、いまだ苛酷な避難生活を強いられる避難者の方々を初め、被災者の皆様にお見舞いを申し上げて、また犠牲となられた方への哀悼の意を表します。

市長は、施政方針演説の中で、「日本経済は、一部の企業での企業収益や雇用、所得環境に改善が見え始め、景気は緩やかな回復基調が続いております」と言われました。市民の声はどうでしょうか。商店主からは、昨年4月の消費税率8%への引き上げ後、飲食店では客足がめっきりと減って、休日前でも客が入らない、スーパーではレジでお金が足りず商品を返す客をたびたび見かけるという声が聞かれています。

金融緩和等により株価は上昇すれども、勤労者の実質賃金は前年同月比マイナスが19カ月間連続で、下落が続く一方です。市の予算参考資料でも、これまでの1人当たりの給与所得は平成20年からわずか6年の間に7%も下落をし、営業所得、農業所得、その他所得は10.5%も下落をしています。いずれも27年度予算でも上昇には転じることができないと見込まれています。そこで26年には消費税増税の追い打ちです。

市長は、施政方針演説で、「個人消費には依然として弱さが見られているところであり、安定した市民生活の実現に向けた対策が必要であると痛感をしている」とも述べられました。27年度の予算編成に当たって、まさに今の市民の暮らしの困窮に政治の光を当てることこそが求められます。

27年度、税と社会保障の一体改革などに示された一連の負担増と給付削減がよいよ実施されます。年金給付は、物価上昇分の引き上げ率をマクロ経済スライド調整導入と特例水準の段階的解消の適用により1.4%圧縮、国民年金の保険料は1人年3,360円引き上げ、4月から国保一部負担2割化は70歳から71歳へと拡張、8月には介護保険利用料の2割負担の導入も予定されています。介護保険料は1億3,000万円の負担増となり、国民年金満額未満の階層では保険料は据え置いたとはいえ、依然高い負担率を強いています。26年度後半から先行実施された、また27年度でも通年実施される家庭ごみの収集・有料化は、1世帯平均年6,000円の負担であり1億8,000万円、またちよこバス運賃は1.8倍に値上げとなっています。また、保育料については、年少扶養控除廃止に伴う再算定をやめることで一部値上がりになることは重大です。

市は、この3年間にこうした負担増を押しつけながら、3年間で21億円もの積み立てを行いました。こうした姿勢が無反省に目的も具体性も示されないまま、基金のさらなる積み立てを行うことを表明していることは大変重大だと思います。

日本共産党は、市民への一層の負担増を押しつける27年度予算に反対いたします。

格差と貧困の拡大が最も象徴的にあらわれているのは、健康の格差です。歯科医などでの間では、貧困世帯の子供が経済的な事情で治療しない、また中断するケースが増加していることが問題となっています。25年度の都教委の調査でも、東大和市の全小学生の3人に1人が虫歯が未処置のまま、中学生でも4人に1人が未処置、全都の高校生も4人に1人が未処置のままとなっています。18歳以下の子供の医療費無料化を行い、子供の健康格差の解消が求められます。

また、高齢者のいる世帯では、家族の医療費負担を捻出するために自身の治療を中断する高齢者が少なくありません。自己負担に煩わされず、早期に必要な治療を行うことは患者の健康維持に寄与するとともに、重篤化する医療費の膨張を抑えることができます。平成21年より70歳以上の医療費無料化を実施している日の出町では、現に医療費の削減に成功しています。当市でも、当面75歳以上の半額助成に踏み出すよう求めます。

27年度の市債の借り入れ額のうち、臨時財政対策債が51%を占めます。国が地方交付税を算定どおり満額を交付すれば、そもそも借りる必要のないものであります。市が臨時財政対策債の廃止等を含め地方交付税の制度改善を国に働きかけるよう求めます。

NTT、東京ガス、東京電力の3者だけが年2,500万円近い恩恵を受けることになる道路占用料の引き下げは4年目となり、本来自主財源として活用できる総額約1億円を減収させることとなります。少なくとももと

に戻すべきです。

さらに、昨年12月の経済財政諮問会議でも、財政調整基金や特定目的基金の急増が問題視をされ、不要不急のものは国保に返納すべきであるという意見も出されました。特養ホームの介護給付もこの論法で大幅に削減をされました。持続可能な市政運営として市民に負担を転嫁し、基金積み立てに邁進しても、国の責任を明確にしない限り、結局は際限のない地方切り捨てに翻弄されるばかりになるのではないのでしょうか。

一般会計のその他の施策について申し上げます。

職員の採用では、深刻化する技能系労務職などの高齢化の改善を図るよう適切な採用計画を求めます。最低賃金に張りついた非常勤職員の賃金体系の抜本的引き上げを求めます。

既設の3保育園の定員増の準備と延長保育の拡大、私立幼稚園通園児の補助の増額などを評価をし、子育て支援策の充実の努力を引き続き求めます。

平成29年度以降に東京街道団地の増設とともに福祉施設等の公共公益ゾーンを設けていくという都の意向が明らかになりました。向原団地についても活用の見直しを図られます。警視庁未利用地も含め、市側が対応する特養ホーム、老健施設、認可保育園、学童保育や障害者施設、またスポーツ施設等の整備計画を早急につくよう求めます。

小中学校でのスクールソーシャルワーカーやティームティーチャーの全校配置による支援を評価し、生徒、児童の発達の支援と教職員の負担軽減を求めます。

小中学校の外壁改修とその他非構造部材の耐震化、本庁舎耐震補強工事など、公共施設の耐震化を評価し、一層の推進を求めます。

小中学校の残された特別教室の冷房化の推進を求めます。

高齢者見守りぼっくす なんがいの開設、平和首長国内会議への参加、広島平和記念式典の市民派遣、住宅リフォーム助成、商店街装飾灯の新設等の補助をそれぞれ評価をいたします。

有料化によらぬ家庭ごみ減量策の推進を求めます。

桜が丘への廃プラ施設建設については、周辺住民の理解を得ないまま建設計画を強行しようとしているばかりか、それをみずからの成果とされています。開かれた市政と逆行する手法ではないのでしょうか。計画の実行を中断し、建設の是非に遡って周辺住民と協議する場を持つべきです。

航空機騒音の調査と関係省庁への対策を求めます。

東日本大震災から4年を経て、いまだ原発事故による苛酷な市民生活を強いられる方が数万人にも上ります。東京電力は、膨大な量の放射性物質を海にまき散らし続けてきたことを長期に隠蔽していたことが露見するなど、原発事故の収束に真剣に向き合おうとせず、そればかりか再稼働さえ狙おうとしています。このことは、原発が社会と共存できないことを明らかにしています。政府の責任が問われるとともに、自治体が持続的で安定したエネルギー政策への転換を地域から進め、再生可能エネルギーの利用の推進と街路灯LED化補助などの低炭素社会への転換を一層進めるべきです。

市長は、原発を容認され、太陽光発電助成に背を向けられる姿勢を示されていますが、市民の太陽光発電設置への補助制度は、近隣市では今や当たり前になっています。補助の創設を求めます。

安倍政権が海外で戦争する国づくりを進めようとするとき、市民の平和的生存権が脅かされると考えます。戦争立法の動きを見守るとする市長の態度はまことに遺憾であります。戦後70年を迎えるに当たり、侵略戦争への反省と非核と不戦の誓いを平和宣言都市の首長として守る立場を改めて表明されることや、平和都市宣言

を公共施設に掲示することを求めます。

次に、特別会計です。

国保特別会計では、高過ぎて払い切れない国保税の制度を改善するよう国に働きかけることを求めます。保険料の納付相談を促すことを理由に短期保険証を窓口にとめ置かれれば、無保険状態をつくり出すこととなります。これまでも、仕事を休んでまで納付相談に行けず、病気で出血をしているにもかかわらず、わずかなパート賃金を稼ぐのに追われる未納者からの相談もありました。命にかかわる問題です。とめ置きをせず保険証の交付をすることと、生活全体を総合的に把握して適切な施策につなげることを求めます。平成25年度から2億5,000万円もの大幅な値上げ、71%が所得150万円以下という国保加入世帯に過大な負担をかけるものであり、もとに戻すべきです。

また、来年度から、恒久的措置として保険者支援の財源約1,700億円が各保険者に割り振られます。市の国保財政計画には予定をされていないものです。少なくともこの分を活用して、国保税の引き下げを来年度から実施すべきです。

70歳から71歳までの被保険者の一部負担金の倍増による受診抑制がないよう求めます。

納付者の未納を制限する短期証のとめ置きをやめ、原則郵送をするように求めます。

介護保険特別会計では、1億3,000万円もの介護保険料の負担増に反対です。介護報酬の削減により必要な介護サービスが受けられなくなることがないように努力を求めるとともに、保険料を支払い切れない低所得者がサービスを受ける権利を抑制されないよう求めます。

後期高齢者医療特別会計では、大幅な保険料値上げに反対をし、また制度の廃止を求めます。

以上で討論を終わります。

〔1 番 森田真一君 降壇〕

〔17番 東口正美君 登壇〕

○17番（東口正美君） 公明党の東口正美です。私は、公明党を代表して、平成27年度東大和市一般会計予算及び国民健康保険事業特別会計予算から後期高齢者医療特別会計までの5特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

平成27年度の予算編成において、尾崎市長は、開かれた市政実現のための情報公開と説明責任の透明化を図り、市民の理解と信頼を得るとし、予算編成の過程をホームページ上に公開するなど、市民への説明責任を果たそうとする姿勢を評価いたします。

一方、本来目指すべき透明化とは、事務方が積み上げた予算案に対し、財政状況等を勘案しつつ、これらの事業から得られるベネフィットとリスクを比較検討し、市政の執行責任者である市長の政策判断がどのように反映されたのかが明らかにされることであると考えます。

今後はさらに事務事業評価や外部評価の結果を反映させた予算編成に取り組み、第四次基本計画に基づき、施策の重要度、満足度を評価し優先度を検討すること、また行政評価制度と連動させた進行管理方法を整備するなど、さらなる市政運営の透明化と説明責任を果たす取り組みを期待いたします。

また、持続可能な市政実現のため、社会情勢を見通す中、東大和市実施計画における主要事業など、優先施策に集中して取り組むとし、市役所本庁舎の耐震工事、新学校給食センターの建設、さらに（仮称）総合福祉センター建設と大きな事業を3つ同時に着手する過去最大の予算でもあります。

これらの事業は8万6,000人の市民生活の安全・安心に資する重要な事業であり、市民生活を守るため、必

ず成し遂げなければならない事業でもあります。契約及び工事の施工管理等、さまざまな御苦勞があると思いますが、適正かつ慎重な事務執行を望みます。

そこでまず、市長が掲げる優先政策について申し上げます。

住みよい活気あるまちづくりにかかわる施策として、コンビニエンスストアにおける住民票の写し等の交付が行われることを評価いたします。この事業は、社会保障・税番号制度における個人カードの利用によるものですが、今後もマイナンバーカードを利用して市民生活がより便利になる施策を進めていただきたいと思います。

また、公共施設予約システムの導入もICT活用により利便性が向上するものと評価いたしますが、一方で、インターネットを利用されない市民への配慮もお願いいたします。

公園の長寿命化と同時に、特色ある公園づくりを進めるとあります。平成27年度の市長の重要施策に掲げられている子育て支援施策が多岐にわたっていることがうかがえます。

昨年に引き続き、災害対策用マンホールトイレが桜が丘市民広場と小学校校庭に設置され、防災対策の着実な前進がなされます。そして、実際に災害が起きたとき、防災対策本部となる本庁舎等の耐震工事が行われます。3.11東日本大震災の教訓を踏まえ、盤石な体制づくりをお願いいたします。

次に、環境にやさしいまちづくりにかかわる施策として、街路灯のLED化が進められることを評価いたします。街路灯のLED化は、照度が上がることで防犯対策になるだけでなく、電気代の削減、さらにCO₂の排出が抑えられ、環境負荷が低減される効果も期待されます。

家庭用廃棄物収集の有料化も27年度から通年事業となります。ごみの減量化及び戸別収集などのサービス拡充は評価できるものの、できるだけ市民負担を軽減するための施策を講じる必要があると考えます。さらなる廃棄物減量の取り組みを期待いたします。

福祉の行き届いたまちづくりにかかわる施策では、待機児童の解消を図るため、テマリ保育園、紫水保育園の定員拡大、テマリ保育園の分園設置、谷里保育園の園舎増築に伴う定員拡大を評価いたします。

保育園の定員拡大については、平成25年度の向原保育園の建て替え、平成26年度、玉川上水保育園の新設、大和東保育園の移転、建て替え、誠愛保育園の定員拡大とあわせて3年間で200人を超える定員拡大を図り、待機児童の解消に精力的に取り組まれたことを高く評価いたします。また、私立幼稚園に通う保護者の負担軽減のため、市独自の補助金が増額されることも大いに評価いたします。

学童保育事業も、受け入れ対象学年が拡大する中で、ランドセル来館の拡充などで対応が図られますが、児童館における受け入れ時間の延長も必要であります。今後とも、放課後子ども教室との連携等も含め、子供たちにとってよりよい環境づくりをお願いいたします。

(仮称)総合福祉センター建設のための施設整備等補助金の計上がされています。長い間、さまざまな検討を重ね、いよいよ建設が行われることになりました。全国でも例の少ない民設民営であること、60床の特養と併設されることなど、29年度センター開設のときには大きな話題になることと思います。その分、担当部署の御苦勞はあると思いますが、無事に開設できるようよろしくお願いいたします。

地域力、教育力の向上にかかわる施策では、学校における協力指導員、ティームティーチャーの配置がされ、担任の先生と協力して児童・生徒の学力向上を図るとされています。小中学校における基礎学力の定着は、社会の中で生きていく力の基礎となると思います。これまで当市で行ってきた少人数学習とあわせて、学力向上のための最大の取り組みをお願いいたします。

また、スクールソーシャルワーカーの配置もされますが、生活上、さまざまな課題を抱えた子供たちの問題が少しでも早く解決され、本来の学校生活が健やかに過ごせるようになることを願ってやみません。

通学路の防犯カメラの設置により、登下校の安全対策が図られます。さらに、新学校給食センターの建設もいよいよ始まるわけですが、新学校給食センターができることで、長い間、多くの保護者の方から強い要望のあった個々食器の導入に加え、アレルギー対応の給食も提供できることとなります。全ての子供たちが笑顔で給食が食べられるよう、29年度4月のスタートを目指して、よろしく願いいたします。

次に、歳入について申し上げます。

地方債の残高の中で、公債費率を平成27年度も1ポイント下げた予算とし、財政健全化に取り組んでいます。今後予定される大型の事業案件に対応する市債の返済はこれからですが、公債費に注意しながら、健全な財政の維持をお願いいたします。

さらに、繰入金として、財政調整基金から4億8,500万円、施設整備等基金から4億5,000万円の取り崩しを行って財源を確保しております。これから本格的な公共施設の統廃合など、総合管理を推進するに当たって、これらの基金の活用がさらに重要になってきます。適切な積み上げができますようお願い申し上げます。

コンビニエンスストアでの納税については、収納率向上の役に立っています。さらなる広報を行っていただき、収納率向上を図ってください。

次に、歳出について申し上げます。

総務費では、平和事業の充実が図られ、戦後70周年の節目を刻む本年、当市の中学生が広島平和記念式典へ派遣されます。西の原爆ドーム、東の変電所と言われる戦災建造物を有する両市の子供たちが交流し、戦争ほど悲惨なものはないこと、そして、平和ほどとういものはないことを学び合う貴重な機会となることを望みます。貴重な戦災建造物を当市の平和事業の中心に位置づけ、しっかりとした取り組みを行っていただきたいと思えます。また、東大和市で戦争体験者の記録映像制作も将来に価値を残すものになると期待しています。

企画業務費の中に公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料が計上されています。現在のところではその全体像の把握がなされるということですが、この計画は今後の市政運営のかなめとなりますので、しっかりとした取り組みを求めます。

防災対策事業費では、青色回転灯パトロールカーによる防犯パトロールが児童・生徒の安全のためますます必要とされています。さらなる工夫の取り組みをお願いいたします。

市民協働事業費では、自治会補助金が計上されていますが、自治会活動の活性化のため何ができるか、市としてもさらに知恵を絞り取り組んでほしいと思えます。

民生費では、市内3カ所目の高齢者見守りぼっくすが開設されます。在宅高齢者の安心・安全のため、アウトリーチが中心の業務ですが、高齢者が気軽に立ち寄り、身近な相談ができるような取り組みを検討していただきたいと思えます。

児童措置費では、平成27年度子ども・子育て新制度が開始されることに伴うさまざまな取り組みがなされております。認可保育園の待機児童対策についてはさきに触れましたが、それ以外にも家庭的保育事業、認定こども園事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業等々、新しい制度をフルに活用しての子育て支援の充実、大変にありがとうございます。

次に、衛生費では、市民の方から大変に喜ばれている健康カレンダーの配付がなされます。また、各種がん検診についても、昨年同様の取り組みに加え、胃がんリスク検査の単独受診や女性特有のがん検診の受診勧奨

がなされるなど、さらなる充実の取り組みを評価いたします。

予防事業費においても、定期予防接種となる対象が広がり、充実の取り組みがなされます。さらに、地域医療推進費として、緊急医療体制が東大和病院で拡充されます。特に準夜間における小児医療の充実が図られることを評価いたします。

また、祝日等歯科応急診療も、市内の歯科医師会の協力を得て充実することを評価いたします。

農林業費では、ファーマーズセンター運営費について申し上げます。現在でも、農業指導以外に希望者には会議室を貸し出しているとのことですが、隣接する立野公園と一体化して子育て世代が利用できるよう、既存施設の有効活用をお願いいたします。

商工費では、グルメコンテスト実行委員会運営補助金が計上されています。うまかんべえ～祭りは、市内外の方々が訪れるイベントとして好評を博していると思います。第4回目を迎える本年、実行委員会の方たちと十分に協議しながら、さらなる工夫で参加者に喜んでもらえるイベントとなることを期待いたします。

土木費では、交通安全自転車対策事業費で、武蔵大和駅第三自転車等駐車場拡幅整備工事が新規事業として計上され、駅前駐輪場の改善がなされることを評価いたします。

一方、市内の、特にモノレール沿線の駐輪場の改善が急務の課題だと思います。26年3月に策定された東大和市自転車等の駐車対策に関する総合計画に基づき、スピード感のある対応をお願いいたします。

道路管理費として、各種雨水対策が計上されています。定期的な維持管理の着実な実施による市内の溢水対策を引き続きよろしくをお願いいたします。

また、多摩都市モノレール等建設促進協議会分担金が計上されています。多摩モノレールについては、武蔵村山市、瑞穂町と連携を図り、一日も早く箱根ヶ崎への延伸が実現しますようお取り組みをお願いいたします。

消費費では、災害対策事業費で27年度の災害対策として、防災備蓄品の増強、マンホールトイレの設置、総合防災訓練、防災フェスタの開催、自主防災組織の拡大、モデル地区事業における防災リーダーの養成等の取り組みにより着実な地域の防災力アップを期待しています。

教育費では、学校教育における学力向上のためのさまざまな施策を大いに評価いたします。

公民館費では、保育室の利用がゼロ歳児にまで拡大されたことを評価いたします。保育室を利用した親子サロンも計画されているとのこと。公民館を利用しての子育て支援は今後の東大和市の活性化につながるものと期待しております。

図書館費では、立川市との相互利用が開始することを評価いたします。準備に当たっては御苦労も多いことと思いますが、市民にとって図書館利用がますます魅力的になるよう、駅前返却ポストの設置とあわせ、よろしくをお願いいたします。

スポーツ振興事業費には、多摩湖ランニングコースの距離表示の設置にかかわる経費が計上されました。多摩湖がさらに魅力あるランニングコースとなり、多摩湖ランが推進されることを評価いたします。日本初女子フルマラソン大会開催地でもある多摩湖が東大和市のシンボルとして、市内外の方により知っていただけるよう、効果的な発信をお願いいたします。

次に、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

平成25年度から、国保税改定では、低所得者への負担に配慮しつつ、高所得者により重い負担となる改定を行い、一般会計からの繰入金抑制を図ってまいりましたが、27年度の予算編成においてもおおむね計画どおりの内容となっております。その際、私どもが具体的に提案、要望を行ったレセプトデータを活用した医療費の分

析と糖尿病等重症化予防の取り組みは着実に効果を上げているものと評価いたします。今年度も引き続き市民の健康寿命の延伸を図りつつ、医療費の抑制を進めるための取り組みをお願いいたします。

次に、下水道事業特別会計についてであります。引き続き公共下水道建設事業費債の償還に努めるほか、避難所等に接続する公共下水道の耐震化、青梅街道を含む公共下水道管渠等補修工事の事業費等が計上されております。特に青梅街道の整備においては、東京都と連携を図りながら、大雨時の溢水対策も図れるよう事業執行をお願いいたします。

次に、土地区画整理事業特別会計についてであります。立野地区における事業の完成に向けて着実なお取り組みをお願いいたします。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

平成27年度の介護保険事業においては、高齢化の進展に伴い、第1号被保険者並びに要介護・要支援被保険者が増加し、介護サービス利用者の数は過去最高の2,759人が見込まれております。一方、介護サービスを利用しない方を含めて、第1号被保険者の保険料負担の軽減については、基金の活用によって努力がなされていることを評価いたします。

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、地域包括支援センターを中心に、介護、医療、保健、福祉、住まいの連携を図るほか、地域における人材の発掘、育成を進めていく必要があります。介護予防事業費を含む地域支援事業費に10%増の1億6,500万円が計上されておりますが、27年度からスタートする健康増進計画に基づき、市民の皆様の健康寿命の延伸が図られますよう、また要介護度の改善が図られますよう、適正かつ効果的な事業の推進をお願いいたします。

最後に、後期高齢者医療特別会計についてであります。被保険者は1万人を超える見込みとなっております。予算規模も年々増加しておりますが、東京都広域連合の特別対策等によって保険料の軽減策が図られております。引き続き、高齢者の皆様が安心して医療にかかれるよう、国及び東京都と連携を図りながら、保険制度の安定的な運用に御努力をお願い申し上げます。

私たち公明党議員は、大衆とともにの立党精神と、それと同時に示された団結第一、そしてたゆまぬ自己研さんの指針を胸に、誰よりも現場を歩き、市民の皆様の声に耳を傾け、その声を市政に反映すべく、この4年間、一致団結して議会活動に取り組んできました。尾崎市長の27年度予算編成において、私たち公明党の要望が大きく反映されていることを評価いたします。一つ一つの施策が一人でも多くの市民にとって真に役立つものになることを願ってやみません。

市の行政は、生活者の最も身近なところで行われるものであります。政治や経済が本来担うべき役割は、試練に直面したとき、お一人お一人、特に弱い立場にある人に安心のよりどころをつくり、生きる希望を取り戻すための足場を築くことにあるといえないでしょうか。市長、そして私たち市議会議員が生活者に最も近い政治家として、安心なよりどころをつくり、生きる希望をつくり出すことができたか、また期待し、応援して下さった皆様に真にお応えできたか、間もなく4年に一度の審判を受けます。

私たち公明党市議団は、これからも安心し、希望を持って生活できる東大和市を築くため、全力を尽くして働くことをお誓い申し上げ、公明党の代表としての賛成討論を終了いたします。

〔17番 東口正美君 降壇〕

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 12番、蜂須賀千雅です。自由民主党・+1を代表し、平成27年度東大和市一般会計

予算及び5特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論いたします。

我が国の経済は、現政権の経済政策、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢の一体的推進により、景気は緩やかな回復基調にあり、賃金についても緩やかに増加しており、雇用と所得の増加を伴う経済の好循環が動き始めていると言われております。

一方で、市内経済の状況を見てみますと、業種によっては好調であるものの、いまだに業績を回復していない企業もあり、景気回復の波が広く行き渡るにはまだ時間がかかりそうな状況であることも見受けられ、市長の施政方針にもありましたとおり、個人消費の弱さも見られることから、安定した市民生活の実現にはできる限りの対策を素早く講じる必要があります、今後とも市民の理解と信頼を得ることを基本とした市政運営に努めていくことがより一層求められると思います。

さて、平成27年度の東大和市一般会計予算規模は304億9,100万円で、前年度比7.5%の増となりました。

まず歳入に関して見てみますと、市税収入は約121億1,877万円で前年度に比べ0.3%の減となり、国・都支出金については、学校関係施設に関する補助金、交付金の積極的な確保がなされており、基金の取り崩しや市債の借り入れについても将来の財政負担も考慮されていることを確認できましたが、市長を初め職員の皆さんは、財源不足の中、大変な御苦勞をされて取り組んでいただいておりますことには心より感謝申し上げますが、予算特別委員会の中での答弁では、執行の際には慎重を期す事業がうかがえる今後の国・都の動向をいち早く察知して、各課の連携はもとより、職員全員で取り組むことを改めてお願いを申し上げ、今後とも引き続き、歳入歳出の対応の際には特段の努力をされることをぜひともお願いを申し上げさせていただきたいと思います。

個別事業について申し上げます。

まずは総務費についてです。

本庁舎及び現業棟耐震補強工事費については、いざ災害時における司令塔でもある本庁舎の耐震工事に関しては、工事期間中の安全・安心を徹底していただき、取り組みを要望をさせていただきます。

平和事業の充実に係る事業について評価をさせていただきます。戦争体験映像記録制作について、9月の一般質問から早急な対応をいただきましてありがとうございます。体験者への配慮も含めて、20年、30年後のしっかりとした歴史資料となるような制作を要望をさせていただきます。

国際交流事業については、現在の市内在住外国人との交流を中心とした事業から一步前進をさせて、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた国際理解、特に市内小中学生を対象とした外国の国や人との交流事業への展開を希望させていただきます。

行政改革推進事業費では、外部評価会議支援業務委託費について、今年度の予算には会議の中の予算反映が弱いように感じますので、しっかりと検討の上、外部評価会議の意見を反映できることはできるように要望させていただきます。

交通安全推進事業については、長年の学校での交通安全教室実施には評価をさせていただきます。今後とも、学校生徒だけでなく、近隣住民の方々を巻き込んでの実施を要望させていただきます。

公共施設案内予約システムの導入について、高く評価させていただきます。長年の要望によりまして実現できましたことをうれしく思い、今度はネットユーザー以外の市民への対応、また集会所施設への導入もあわせて検討していただけるよう、早急に対応していただくことを強く要望させていただきます。

住民票等コンビニエンスストア交付システムに関して評価をさせていただきます。こちらも長年の要望によりまして実現できましたことをうれしく思い、個人情報の関係の特段の配慮を要望させていただきます。

女性施策費の緊急一時保護施設補助事業について計上がされております。

2013年の内閣府の調査では、DV、ドメスティックバイオレンスの被害者はとても減少したとはいいがたい状況にあることは明らかでございます。身体的暴行、心理的攻撃、性的強要を受けたことがある女性は32%もあり、2006年の調査の数字とほとんど変わっていないという実態があります。相談件数に至っては、2002年の約3万5,000件から、2012年では約9万件と数字がはね上がっており、隠れていた被害女性が表に出てきたことについては相談窓口の増加や国民の認知が上がってきている結果ともいえるが、1日当たりの数字では、多くの女性がせっかく築き上げてきた日常生活を捨てて逃げ出すほど追い詰められている状況は、まだまだ日本のDV施策の充実が十分であり機能しているとはとてもいえない状況であることは数字においても明らかであります。

加害者からの周到的な報復を恐れ、日々おびえて震えている女性が多くいます。被害届を出さない女性が警察の介入による摘発をおくらせている実態もあり、相談窓口のさらなる強化と市民への徹底した周知、また福岡市では、中学3年生の恋人同士で起こる暴力、相手を支配する行為、いわゆるデートDVの講座の実施も始まっており、若年被害者の保護も社会の問題となっており、さらなる当市での対応を強く望みます。

次に、民生費についてですが、保育園の定員増に関する対応を評価させていただきます。待機児童解消に向けて、25年、26年、27年で200名近い定員アップに関して、会派での強い要望の迅速な対応の結果としてうれしく思い、今後とも人口衰退などの検討を見据えながら、定員増への対応の実施を要望させていただきます。

家庭福祉員事業費については、各地域での園のバックアップ体制ができたことを評価させていただきます。今後とも、家庭福祉員の方が一人で悩まないようにさらなるバックアップの体制を望みます。

生活保護事業費については、就労支援業務での清掃などの労働に携わる就労支援の実施がされました。少ない時間でも定期的に同じ時間帯に作業している人のほうが企業側も受け入れやすく、職安に行くだけでなく、市でも可能な作業についても実施ができるよう要望をさせていただきたいと思います。

学童クラブの6年生までの受け入れに伴う嘱託員、臨時職員の増に対する対応を評価させていただきます。職員の皆さんの採用対応による苦労をねぎらうとともに、新規のランドセル来館への対応など、新規事業実施に向けて問題なく新年度がスタートし対応できるように取り組みを実施していただきますよう要望させていただきます。

次に、衛生費につきましては、男性の特定不妊治療助成に係る経費が計上されましたことを評価をさせていただきます。不妊治療におきましては、原因は男性、女性とも半々である事実があるにもかかわらず、女性ばかりが苦しんでいる実態がまだまだあるのも事実であり、男性にも不妊の原因の半分はあることへの周知も含む不妊治療に関する市民への認知度を上げていただく取り組みを再度強く要望させていただくとともに、長年要望させていただいておりますが、子供が着床しない不妊症とは違い、着床するが流産を繰り返してしまう、エコー検査では女性のお腹に着床した我が子を夫婦そろって見ることができるのに、出産し抱きしめてあげることができず、流産を繰り返してしまう不育症で苦しんでいる女性の苦しみはいかばかりかと思えます。この不育症への対応の検討もぜひ今後進めていただければと思います。

愛し合っている夫婦のあかしである子供が欲しい、産みたいと、ただそれだけを思い続け、時間とお金、人生の全てをかけて治療に取り組んでいる夫婦がいます。そういった方々にしっかりと寄り添っていける東大和市のさらなる実現の努力を要望させていただきたいと思えます。

祝日等歯科応急診療実施について評価をさせていただきます。特に年末年始においては市民ニーズも高いと

予想されますので、歯科医師会との連携による実りある施策の充実の要望をさせていただきたいと思います。

次に、農林業費では、農業振興対策事業費について、東大和市の今後の都市農業施策の充実や農地確保などのわかりやすい農業振興対策の充実の実施を要望させていただきます。

次に、商工費では、商工振興対策について、街路灯の交換など、使いやすい補助金の支出をお願いできればと思います。

観光推進事業につきましては、観光マップの作成について、毎年の作成を行っていますが、新しい情報やマップのコンセプトを考えての作成のお願いと、携帯電話のアプリでも利用できる観光マップの作成の検討をお願いします。

次に、土木費では、LEDの街路灯については、長年の要望の中で今年度の実施を大変に評価をさせていただきます。LEDのメリット、デメリットを確認の上、設置の強化を要望させていただきます。

自転車ナビマークに関しては、昨年からの実施による劣化が多く見られるようになってきました。今後は目立つようにカラー塗装とのことですが、新しい路線への自転車ナビマークの実施と、その他交通安全のさらなる実施を要望させていただきます。

公園の長寿命化に係る経費について、公園を使ったコミュニティーの構築や足を運びたくするような公園の実現など、あわせて健康遊具の設置を市内全域にとの要望を改めてさせていただきたいと思います。

次に、消防費では、消防団資機材購入については、昨年に引き続き定期的な備品購入を評価し、今後とも継続して各分団の備品状況の確認と同時に必要備品の購入をお願いをいたします。

次に、教育費については、学校芝生化については、四小、八小の管理費の削減方法の検討と九小の方法の検討を改めて行い、今後の低予算での芝生化実現に向けての担当の知恵の結集と全国での実施事例による削減の情報収集をいま一度お願いを申し上げさせていただきたいと思います。

多摩湖ランニングコースへの距離表示設置を評価させていただきます。引き続きランニング者等への環境整備の充実を要望させていただきたいと思います。

通学路等安全対策事業費における通学路の防犯カメラ設置への対応を高く評価させていただきます。今後は、設置する箇所について、長年の要望を決して見過ごすことなく、また本当に必要な通学路はどこなのかをしっかりと精査をしていただき、設置へ向けての取り組みを要望とさせていただきます。

部活動運営支援事業については、「音楽の街東大和」のさらなる実現のために、東大和市少年少女合唱団や市内の吹奏楽部や和太鼓クラブなどに積極的な物心両面での支援を継続し、音楽の街東大和市、未来の音楽の巨匠を育てるべく、担当部局として最大限の取り組みを要望させていただきます。

特別会計の国民健康保険特別会計に関しては、市民の皆様への負担に関する改めての説明の必要性和健全な事業運営を図るための補助金の確保や制度の改善について、国や東京都への引き続きの要望を強くお願いをさせていただきます。

以上、平成27年度東大和市一般会計及び特別会計についての自民党・+1の考えを述べさせていただきました。

最後に、自由民主党として、そしてまた・+1としての考えを一言述べさせていただきたいと思います。

尾崎市長の4年、1期目の任期が間もなく終わろうとしています。尾崎市長の公約の柱ともいえる市民協働については、東大和市グルメコンテストのイベント以外では、市民協働について目立った政策は若干できていないように感じている部分もあります。市民協働を掲げているにもかかわらず、マンションを除いた自治会加

入率では、就任後からも減る一方で、市民協働の根幹ともいえるコミュニティーの構築がなされてはいないように感じております。

東大和市職員の市民協働の推進に関する指針などの冊子はできましたが、作成しただけでなく、この後の内容が市民協働には重要となります。改選後もしっかりと引き継ぎ、本当の市民協働の実現に向けて取り組みが進んでいくことを強く要望させていただきます。

次に、自由民主党といたしまして、尾崎市長には、新しい施策も市民の方々との協働を目指し、積極的にチャレンジをする姿勢には過分なる評価をさせていただいております。

しかし、提案される施策には、その費用対効果や長期計画に関しては若干疑問を感じる施策が幾つか存在するのも事実であり、予算委員会の中で諸先輩議員からある委託費について厳しい指摘があったのも事実です。本当にその施策は市民ニーズを捉えているのか、事業効果に関しては計画がしっかりとできているのか、東大和市にはその施策は必要なのかといったことを各部署改めて精査をしていただきまして、取り組んでいただければと強く要望するものでございます。

子育てをするなら東大和市を尾崎市長は掲げて今度の市長選挙には臨むと言われております。これは、世界に類を見ない少子高齢化が進行する日本が、グローバル化の変化、競争の中で発展し、国民一人一人の豊かな人生の実現をする社会をつくるには、将来を担う子供たちの教育を抜本的に見直し、個々の子供の持てる潜在力を最大限に引き出す教育を目指すなど、大胆な改革も必要であり、子供たちへの教育は待たなしの危機感を持って取り組むことをお願いしたいと思いますし、そして、自由民主党として推薦をさせていただいた尾崎市長なら実現可能である、また改革が可能である市長だとも考えております。

今後とも、我々自由民主党は、尾崎市長が市民ニーズをしっかりと捉え、市民の声と丹念に向き合い寄り添っていく姿勢を変えずに取り組んでいただき続ける以上、尾崎保夫市長の再選を心より願い、再びこの市政壇上へと尾崎市長がお戻りいただくことへの協力をさせていただき、またともに行動させていただきますことを改めて強く申し上げ、自由民主党・+1の平成27年度予算に対しての賛成討論とさせていただきたいと思っております。

〔12番 蜂須賀千雅君 降壇〕

〔15番 森田憲二君 登壇〕

○15番（森田憲二君） 15番、森田憲二です。私は、自民クラブを代表して、平成27年度東大和市一般会計予算ほか5特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

尾崎市長は、開かれた市政の実現のため、情報公開と説明責任の徹底を図り、市民の理解と信頼を得ること、また持続可能な市政の実現のため、新規施策の実施に当たってはその効果等を検討し、実施計画における主要事業など取り組むべき課題に集中することを基本方針として発表されました。そして、市民との協働の中で、日本一の子育てしやすいまちづくりを目指し、平成27年度につきましても必要な事業に予算が計上されております。

平成27年度の一般会計と5つの特別会計を合わせた予算総額は510億173万6,000円で、前年度当初予算に比べ35億3,435万4,000円、率として7.4%の増額予算となりました。一般会計の予算総額は304億9,100万円で、前年度に比べ21億2,500万円、7.5%の増となりました。

初めに、歳入についてであります。市税は121億1,877万2,000円で、前年度に比べ0.3%の減となっており、引き続き課税客体の捕捉に努めるとともに、徴税努力による収納率の一層の向上及び納税方法の多様化を図ら

れることを期待いたします。

また、市債につきましては24億5,070万円で、前年度に比べ35.1%の大幅な増額となっています。本庁舎耐震補強事業や学校給食センター新築事業など、多額の経費を要する事業が予定されていることから一時的に増加したものと考えますが、後年度の負担を考え、引き続き市債残高の抑制に努めるよう要望いたします。

次に、歳出であります。

まず福祉についてであります。日本一子育てしやすいまちづくりを目指し、施策の充実を図られたことを高く評価いたします。紫水保育園及びテマリ保育園における定員拡大の取り組み及びテマリ保育園の旧園舎の一部を活用した分園化や谷里保育園の園舎増築などにより待機児童の解消に努力されており、その他、学童保育事業の充実として、受け入れ学年の拡大に伴う指導員の増員やランドセル来館に対応した職員の増員などが計上されました。また、長年市民が建設を待ち望んでおりました（仮称）総合福祉センターの建設に当たり、運営法人に対する施設整備のための交付する補助金を計上し、建設に向け動き始めました。今後は、運営法人と協力し、効率的な予算執行が図られることを期待します。

次に、教育についてであります。教育の向上に向けた取り組みとして、学力調査の結果に基づき、協力指導員、ティームティーチャーを配置し取り組みが必要な教科等に関し、担任と協力して児童・生徒の学力を向上する事業を新規に計上されました。また、いじめ、不登校、暴力行為などの生活指導上の課題に対応するため、教育に加え、社会福祉等の知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える生徒等を支援し、生活や学習環境を改善する予算を新たに計上したことを評価いたします。

その他、児童の安全を確保するため、小学校5校の通学路の防犯カメラを設置し、また学校施設の環境整備への取り組みとして、小中学校の校舎外壁改修事業に予算を計上したこと、また長年の課題でありました新学校給食センターの建設に向け歩み出したことなどを高く評価するものであります。建設資材の高騰等、建設に当たり克服しなきゃならない課題も多くあるものと考えますが、着実な事業の執行が図られることを期待しております。

次に、東大和市の魅力を積極的に発信するための観光事業の推進を図るため、平成27年度においてもグルメコンテストを開催し、その支援のため実行委員会に補助金を交付するとともに、市の観光キャラクターうまべえを平成26年度に引き続きゆるキャラグランプリに参加登録し、東大和市の特色や魅力を内外に発信する予算が計上されており、このような取り組みを通じ地域の活性化が図られるよう期待いたします。

加えて、平成26年度の補正予算に計上し繰越事業となったプレミアム付商品券発行事業、創業支援事業及び観光情報発信事業を活用し、さらなる観光推進及び市内商業の支援に努めるよう要望いたします。

また、特別会計であります。一般会計からの繰入金は合計では35億4,657万7,000円となり、前年度と比較すると1億8,475万5,000円、5.5%の増額となっており、市税収入等一般財源の確保が見通せない中、納税者の理解を得るためにも、特に赤字補填を目的とした繰入金の削減に各特別会計としても努力することを要望いたします。

また、事業執行に当たっては、限られた財源を生かすことから、入札等を確実にを行い、無駄のない執行を望むものであります。

最後に、このように厳しい状況下の中において、理事者初め職員の努力により予算が編成されたことに敬意を表し、また市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進め、あわせて一層の市財政の健全化を図るよう申し添え、自民クラブの賛成討論といたします。

[15番 森田憲二君 降壇]

[6番 大后治雄君 登壇]

○6番(大后治雄君) 議席番号6番、大后治雄でございます。民主党を代表し、平成27年度一般会計予算ほか5特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

さて、今回も持続可能な市政の実現のための予算が組まれました。ごく一部には、臨時財政対策債の借入れに関し、尾崎市長の責任ばかりを問う声があるようですが、天に唾するものとして、大変不愉快に感じるところであります。

そもそも、臨時財政対策債は、交付税交付金の一部を、後年度、国から補填措置されるという約束のもと、これがないと、これまで入ってきていた交付税額が大幅に減り、市政遂行上、やむなく借入れさせられている債務であるとの認識は、長部局のみならず、当市議会全員が同じ認識にあるものと存じます。

尾崎市長は、現市財政執行の責任者としての責めは当然に負うべき立場であります。他方、平成13年度から借入れが始まっているという事実、すなわち前の市長が借入れに加担していることに鑑み、前の市長もその責めを負わねばならないのは間違いないところでありましょう。また、第一義的には、後年度に補填すべきは国の責任でありますから、したがって、尾崎市長のみの責任を問うのは全くの誤りであり、尾崎市長のみに責任転嫁するようなことを声高に叫ぶ方は、およそ無責任のそしりは免れないものと考えられます。

ところで、今回提案された予算では、本庁舎及び現業棟の耐震補強等工事や(仮称)総合福祉センターの開設に向けた施設整備等補助、東大和市創業塾の開催や市内全域の街路灯のLED化、新学校給食センターの建設など、持続可能な市政の実現に向けての模索が認められます。

そのほか、細かく申し上げれば、平和事業の充実や各種待機児童対策、祝日等における歯科応急診療や学校教育におけるティームティーチャーの配置や学校施設の非構造部材の耐震化なども評価するものであります。

ただし、一方で、毎年、それこそ毎年申し上げておりますが、あれかこれかの視点をもっと推し進め、施策の積極的な取捨選択と人的・物的資源の集中をすべきであります。特に、個人並びに世代間の不公平感を助長するような施策は全くもって不必要であります。

最後に、次期以降も継続してさらなる尾崎市長のリーダーシップの発揮を求め、討論といたします。

[6番 大后治雄君 降壇]

[21番 床鍋義博君 登壇]

○21番(床鍋義博君) 議席番号21番、床鍋義博でございます。やまとみどりを代表して、平成27年度一般会計予算及び5特別会計予算に賛成する立場で討論を行います。

平成27年度予算審議に当たっては、経済の回復基調がいまだに多くの市民の中にその実感が及んでいない中、東大和市においても厳しい財政状況であることも鑑み、東大和市が将来に向かってどのようにして健全な財政運営をしていくのかを踏まえ、予算審議に取り組みさせていただきました。

市財政は、市民税を中心としつつも、国や東京都からの交付金や補助金、また市の借金ともいえる市債を組み合わせて歳入をはからなければならない状況にあることはいまでもありません。

そのような中、歳入においては、市民税の収納率の向上及び滞納額の減少が見込まれております。これは、尾崎市長を初めとする市職員の不断の努力による結果であるものと評価をさせていただきます。

次に、歳出ですが、総務費に関しては、公民館や市民センターの施設利用を促進、簡便化するため、インタ

ーネットによる予約システムの導入が予定されております。これまでも多くの市民の方から要望があった事業です。限られた施設を有効に使用するという意味では、大きな前進であると評価をさせていただきます。

一方で、これら施設が老朽化している事実もあります。これら施設の改修や首都直下型地震に対応するため、耐震工事など、今後多くの施設でも多額の経費も見込まれております。特に、平成27年度に関しましては、市役所本庁舎の耐震工事、新給食センター新築工事が予定されており、このため、施設整備基金の取り崩しや市債の発行など、将来にわたって財政に影響を与える工事が続きます。

そのような状況下において、現在民間委託をしている廃プラ処理事業に関して、今後これを公設として莫大な建設費用をかけ3市共同資源物処理施設を建設するという方針は、同時期に多額の負担を市民に強いることとなります。新たな箱物建設については慎重に判断をし、時には勇気を持って凍結、廃止をすべきであると考え、尾崎市長におかれましては、それらに関係各市に対し丁寧な説明をして、東大和市の実情を正確に伝えてほしいと要望いたします。

民生費については、戦没者追悼式会場設営委託料において、従来の方式と全く変更がないにもかかわらず、費用の見積もりがおよそ1.5倍となっております。東大和市の予算規模からいえば低い金額とはいえ、これを見過ごせば他の予算にも同様の考え方が広がる可能性もあります。予算審議においては、これを実行するに際し、再度検討していただけるということでしたので、市民から預かる貴重な税金に対して適切な対応をお願いをしたいと思います。

(仮称)総合福祉センターに関しては、民設民営とはいえ、市からは施設整備基金から1億5,000万円を取り崩し補助を行っております。また、そのほかにもみのり福祉園の業務の引き継ぎに関する人件費などの負担もあります。仮称ではありますが、総合福祉センターという名前がついておりますので、総合福祉センターが名ばかりの施設にならないよう、支出に応じた適切な指導監督を望みます。

衛生費については、昭和病院企業団負担金が計上されております。医療圏の違いにより武蔵村山市が脱退を表明しており、今後負担金の増加が予想されます。かねてより、やまとみどりでは、この医療圏の違いに関して問題提起をしており、脱退も含めた対応を求めてまいりました。東大和市民の健康について実態を把握しながら、適切な財源配分を行っていただきたいと思っております。

ごみ処理に関しては、NPO団体の協力を得て始まった東大和市役所ロビーにおける不要食器の回収及び配布に関して、リユースを推進することによって不燃ごみが減量されることも含め、市民のごみ減量に対する意識を高める効果もあります。また、家庭ごみの有料化を開始され、可燃ごみ、不燃ごみ処理を共同で行っている小平市、武蔵村山市に先駆けて、ごみ減量へ向けた取り組みに関して、ごみ処理の上流過程である基本方針の統一についてまず東大和市が提案をして、3市のごみ減量に対してリーダーシップを発揮してほしいと要望いたします。

商工費については、東大和市で創業を支援する創業支援事業が予定されております。東大和市は、国の施設である中小企業大学校があります。昨年より、この中小企業大学校では、地元住民に開放したさまざまなプログラムやセミナーが開催されております。施設利用も含め、東大和市民が大いに活用できる施設でもあります。ぜひこの創業支援事業を推進してほしいと思っております。

土木費については、街路灯をLED化するための予算が組まれております。電気の使用料がおよそ3分の1になり、また使用できる期間も大幅に伸びることから、今後も順次変更していく予定であることを評価させていただきます。

特色ある公園づくりを目的とした調査委託料が予算化されております。現在ある公園の施設について、長寿命化の調査はもちろん必要な事業ではありますが、今後の公園整備においては、同じような遊具を同じように配置するような画一的な公園ではなく、時には何も無い単なる空き地のような公園であっても、地域の住民の皆さんで多目的に使えるような公園を考えることも必要ではないかと考えます。ぜひ、委託先については、地域の住民が楽しく利用できる提案力のあるところをお願いをしたいと考えております。

教育費については、校庭芝生の維持管理費が計上されております。昨年度の予算審議においても指摘をさせていただきましたが、芝生の維持管理に関しては東京都からの補助金があります。また、これが3年から5年に延びたことを予算審議の場で御答弁がありました。しかし、いずれはこの補助金はなくなります。そうなった場合のことも考え、今後小中学校における校庭の芝生化に関しては慎重な対応を望みます。

以上、るる指摘させていただきましたが、予算全体に関しましておおむね適正であると判断し、賛成の討論とさせていただきます。

[21番 床鍋義博君 降壇]

[4番 実川圭子君 登壇]

○4番(実川圭子君) 議席番号4番、実川圭子です。平成27年度一般会計予算及び5特別会計予算に対し、賛成の立場で討論を行います。

平成27年度一般会計予算は、これまで市が先延ばし続けてきた大規模な建設事業を進めるということで、予算規模が大きく膨らみました。代表質問で私はそれらの事業を重点施策としたときの市長の思いをお尋ねしましたが、御答弁では、計画に沿って着実に進めるとのことでした。

よく、東大和市にはビジョンがない、ビジョンを示してほしいと市民の方からも言われます。例えば公共施設の更新については今後大きな課題になってくるかと思えます。しかし、長期計画がこれからという前に耐震化を進める必要があることから、これまでも多額の費用をかけて耐震化工事を進めてきました。今後さらに必要な修繕を重ねていくのか、建て替えや統合、複合施設なども視野に入れるのか、無駄な工事にならないよう計画的に更新を進めるよう求めます。

今回の予算編成に当たって、全職員が歳入の確保に取り組むとありました。確かに多くの事業で補助金などを使った事業が見られ、少ない市財政を補っていることについては評価いたします。

しかし、ともすると、全体の方向性を見失い、継ぎはぎの予算になってしまうおそれがあります。それを着実にやっていくのが市長の方針だと思えますが、もう少し先のまちづくりの構想、ビジョンが市民に示されず、共有されていないから、市民には東大和市の進む方向が見えないというのが現状のように思われます。

26年度には協働推進に関する指針も完成しました。27年度は、市はそれぞれの事業の目的と中長期のビジョンをしっかりと示し、職員も市民も一つのチームとしてまちづくりを進められるよう、職員の皆様にはリーダーシップをとっていただきたいと考えます。

子ども・子育て新制度、介護保険制度など、福祉分野で大きな改正がありました。いずれも地域の実情に合った取り組みができるようになっていきます。単に制度に掲げられたことを行うだけではなく、それを利用する当事者の方、利用者や事業者の方々と連携し、当市に合ったきめ細かいサービスができるよう進めていっていただきたい。とりわけ27年度は子育て支援に力を入れるとのこと、大変評価するものですが、子育てをする方だけではなく、子供たちのことを最優先にして事業を進めていくことを求めます。

次に、介護保険事業予算についてですが、保険給付費について必要なものを積み上げての予算となっている

とのことですが、大幅な変動などがあつた場合は、なぜそうなるのか、分析をしっかりと行うことを求めます。制度が複雑化する中で、給付費の増加は単純に高齢化による対象者の増加だけが要因とは考えられません。現状をしっかりと分析し、必要な方がきちんと制度を利用できるよう求めます。

また、施設の充実と同時に、自宅で住み続ける選択など、要望を受けとめ、必要な支援を充実させていくよう求めます。

終わりに、市長を初め職員の皆様には、確保した予算を着実に実行するとともに、市民ニーズをしっかりと捉え、市民に信頼される市政運営とすることを要望し、私の賛成討論とします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

[7 番 和地仁美君 登壇]

○7番(和地仁美君) 議席番号7番、和地仁美です。平成27年度一般会計予算ほか5特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

平成27年度の予算案作成において、一般会計の予算編成過程を市は初めてホームページで公表しました。この取り組みは、予算説明で市長が示された開かれた市政の実現、情報公開と説明責任の徹底を図り、市民の理解と信頼を得ることという基本方針に沿った新たなチャレンジとして、まずは評価したいと思います。

さて、今回提案された予算は、いまだ市財政の厳しさが見込まれる中、時代の変化、市民のニーズを可能な限り実現させようという内容になっていました。環境を考慮した住みよいまちづくりのための市内全域の街路灯のLED化、公園の長寿命化とともに特色ある公園への再生方針策定の着手、保育士確保のための保育士採用助成金の新設などの待機児童解消に向けた子育て支援強化の具体的な取り組み、忙しい日々を支えるコンビニエンスストアにおける住民票などの写しの交付サービスや公共施設案内・予約システムの導入など、これら新たな取り組みは行政サービス向上に大いに寄与するものと思います。また、祝日等歯科応急診療、救急医療体制の整備のための新たな補助金は、市民の安心・安全を守るための新たな取り組みとして評価します。

加えて、今回の予算は、将来への投資に力点を置いている内容となっていると思います。本庁舎などの耐震補強工事、新学校給食センター建設、(仮称)総合福祉センター施設整備、そして将来を担う子供たちの教育内容の充実、生活困窮者の自立支援などの取り組みなどは、将来を見据えた新たな事業だと考えます。このような事業がさまざまと盛り込まれていることも評価いたします。

ただし、一方で、大型事業においては、施設整備等基金の取り崩しのほか、今後新たな公債発行予定があり、市財政においては大きな影響を及ぼすものです。

よって、予算執行に当たっては、委託先からの提示費用なども今まで以上に厳格に精査し、その効果について明確に説明できる体制を強化すること、新規事業への意識だけではなく、既存事業への意識も高め、例年どおりということがないよう、その内容と効果の見直しもさらに進めること、そして、事業を実際に担っている職員の意識、知識、スキルの向上と、その取り組み方の変化が予算執行の効果を最大化させる上で一番重要だということを忘れないでほしいということを要望し、賛成討論といたします。

[7 番 和地仁美君 降壇]

○議長(尾崎信夫君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(尾崎信夫君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第1号議案 平成27年度東大和市一般会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（尾崎信夫君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第2号議案 平成27年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（尾崎信夫君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

第3号議案 平成27年度東大和市下水道事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

第4号議案 平成27年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第5号議案 平成27年度東大和市介護保険事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（尾崎信夫君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第6号議案 平成27年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（尾崎信夫君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第16 委第1号議案 現状の35人学級の堅持及び段階的な推進を求める意見書

○議長（尾崎信夫君） 日程第16 委第1号議案 現状の35人学級の堅持及び段階的な推進を求める意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

直ちに採決いたします。

委第1号議案 現状の35人学級の堅持及び段階的な推進を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第17 議第1号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第17 議第1号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[3番 尾崎利一君 登壇]

○3番（尾崎利一君） 議第1号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を行います。

この条例は、平成23年12月議会で可決された一部改正のうち、別表、第2条関係の法第32条第1項第2号に掲げる物件のみを改正前に戻すものです。法第32条第1項第2号に掲げる物件とは、ガス管などの地下埋設管のことです。4区分に区分けされていたものを、従前より単価の低い区分を5区分新設することで、年間2,400万円もの減収となりました。平成27年度予算額でいえば、改正前に戻せば2,530万円の増収となります。

提案理由の1番目は、平成23年12月議会で行われた一部改正の理由が事実と異なり、大きな減収を生む結果になったからです。

市は、東京都に準拠をした改正と説明をしました。しかし、東京都と全く同じ区分と単価を採用しているのは、東大和市を含めて7市しかありません。東京都の単価より高い単価を採用している市が10市、東京都の9区分より区分を少なくしている市が16市あります。これらは、東京都と全く同じ区分と単価を採用するより増収となっています。東大和市と同様の9区分としている市は10市で、そのうち3市は東京都より高い単価で徴収しているため、東京都どおりの規定で徴収している市は、当市を含めて7市しかありません。東京都に準拠

した値下げという市の説明は事実と明確に異なっています。

2つ目の提案理由は、この道路占用料等の引き下げが全体の流れと逆行したものであるというものです。

最近では、狛江市では平成22年3月議会で道路管理条例を改訂し、独自に道路占用料を算定しました。平成21年度6,500万円だった占用料が、最終的に28年度には2倍の1億3,000万円になる計画です。東久留米市では、平成24年3月議会で道路占用料徴収条例が改正されました。その結果、平成23年度7,500万円だったものが27年度には9,500万円になる計画です。

道路占用料は、市の独自財源をふやす上で多くの自治体が重視をして増収を図っている収入源なのです。市税で1億円増収になっても、75%以上が基準財政収入額に算入されるため2,000万円程度の増収効果しか望めないのに対して、道路占用料は基準財政収入額に算入されないため増収額は100%財源増となります。まず減収分を回復し、その後においてさらなる増収を図るべきです。

条例案の御説明をします。

東大和市道路占用料等徴収条例（昭和48年条例第17号）の一部を次のように改正するものです。

別表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項を次のように改めるものです。

外径が0.2メートル未満のもの、長さ1メートルにつき1年180円、外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの、長さ1メートルにつき1年340円、外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの、長さ1メートルにつき1年930円、外径が1メートル以上のもの、長さ1メートルにつき1年1,860円。

附則として、この条例の施行日を平成27年4月1日とするものです。

附則の2として、この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例によるとするものです。

以上で提案理由の説明を終わります。

ぜひ可決していただくようお願い申し上げます。

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔3 番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） お諮りいたします。

本案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔19番 御殿谷一彦君 登壇〕

○19番（御殿谷一彦君） 公明党の御殿谷一彦です。議第1号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例に公明党を代表して反対の立場で討論をいたします。

1 番目として、この提出案はどのような根拠で適正なのか示されておりません。道路占用料等徴収条例は、当市の場合、電柱やガス管などの定額物件について主たる対象としております。この占用料は、道路価格と使用料率と占有面積で決まります。それぞれの数字や区分は国で検討され、決定されています。東京都も同様です。当市においても、これらを参考、基準にして道路占用料を決めたものです。その上で、地方自治体の裁量を加える場合は、その理由が必要です。数字で示された具体的根拠がないこの条例には反対でございます。

2 番目として、前回同じ内容の議案を提出した2014年3月の説明資料では、東京ガス、東京電力、NTTが本件の対象だから区分適正化に反対と読むことができます。これらの企業に適正な使用料を割り当てて企業が支払う占用料が下がることは、その会社から仕事を請け負っている企業にも個人にも経済の波及効果が考えられます。大企業だから高い占用料負担を求めるという主張には反対でございます。

以上、本議案に対する公明党の反対討論といたします。

[19番 御殿谷一彦君 降壇]

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

議第1号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（尾崎信夫君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

日程第18 閉会中の継続審査について

○議長（尾崎信夫君） 日程第18 閉会中の継続審査について、本件を議題に供します。

建設環境委員会からお手元に御配付してあります文書表のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りいたします。

申し出のあった事件を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（尾崎信夫君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成27年第1回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時12分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 尾 崎 信 夫

副 議 長 関 田 正 民

署 名 議 員 和 地 仁 美

署 名 議 員 関 田 貢